頁 高松市過疎地域持続的発展計画(修正前) 高松市過疎地域持続的発展計画(修正後) 1 基本的事項

(1) 旧塩江町地域の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

高松市は、香川県のほぼ中央に位置しており、北は瀬戸内海に面し、南は徳島 県に接している。旧塩江町地域(以下「本地域」という。)は、市の南端に位置 し、市中心部より約25キロメートル隔てた地域である。南は讃岐山脈の分水嶺 をもって徳島県と界し、讃岐山脈に源を発する香東川が本地域のほぼ中央部を貫 流し、集落はその香東川沿線に点在する平地部を中心に構成されている。本地域 の総面積は80. 1平方キロメートルで、地勢は南高北低の急斜面にある、峡谷 型の山間の地域である。

気候は年間を通じて温和であるが、年間平均気温14度、昼夜の気温差のある 内陸型の気候である。年間平均降雨量は約1,400ミリメートルで、県平均に 比較してやや多い。耕地は香東川流域に沿って帯状に分布しており、平坦地は少 なく、本地域の総面積の83.9パーセントは山林で占められている。

(イ) 歴史的条件

本地域は、明治初期には安原5か村に分割され行政区域が細分化されていた が、町村制施行など幾多の変遷を経て、昭和31年9月30日、町村合併促進法 により、旧安原村、旧塩江村、旧上西村の3か村の合併が実現し、旧塩江町の誕 生をみるに至った。

その後、市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)により、平成17年 9月26日に高松市に編入合併した。

(ウ) 社会的条件

昭和31年の町村合併時における総人口は、7,612人で適正規模団体であ ったが、その後、産業構造の変遷と高度経済成長時代を迎え、青年層の地域外就 職及び就学のため、世帯での地域外転出などがみられ、本地域における人口は表 1-1(1)及び(2)に示すとおり一貫して減少しており、最近の国勢調査にお いても、平成2年から27年の25年間に30.9パーセント減少している。こ れら人口の減少は主として15歳~64歳人口の流出に起因するものであり、高

…平成 27年から令和2年の5年間に19.9パーセント減少している。これら…

頁	高松市過疎地域持続的発展計画 (修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画 (修正後)
2	齢化が急速に進んでいる。	
	交通面では、一般国道193号が香東川に沿って本地域のほぼ中央を南北に走	
	り、自動車交通の動脈となっている。また、公共交通機関として、本地域の中心	
	部から市中心部を連絡する路線バスの便数は比較的確保されている。	
	(エ) 経済的条件	
	本地域は、従来、農林業を主要産業としていたが、農業経営耕地面積は総面積	
	のわずか1. 1パーセントに過ぎず、水田は香東川本支流沿いに小団地を形成	
	し、畑地及び樹園地は支流沿線の急傾斜面に点在する。利用形態は全般に水田作	
	が中心であるが、山間の傾斜地においては、小規模ながら畑作がみられる。1農	
	家当たりの経営耕地面積は約36アールであり、100アール未満の経営面積を	
	有する販売農家が大半を占めるなど、零細な経営が行われており、農地の区画が	
	狭小で生産性は低くなっているが、一部の農家においては、立地・気象条件を利	
	活用し、高冷地野菜、花きの栽培等で、農業所得の向上が図られている。	
	林業については、総面積の83.9パーセントを山林が占め、山林の保有規模	
	も極めて零細で、山林保有者の大半が5ヘクタール未満のものであって、人工林	
	も若齢林のため、林産収入のない世帯が多い。	
	観光については、その昔、名僧行基が掘り当てたと伝えられる塩江温泉を、昭	
	和48年に旧塩江町が開発に着手し、観光ブームや高度経済成長も伴って温泉を	
	中心とした民間観光大型ホテルなどが整備され、塩江温泉郷として知られるよう	
	になり、平成元年には、県内外から年間約60万人の観光客が訪れるようになっ	
	た。しかし、平成15年度頃以降の経済の低迷等によって、ホテルや宿泊施設も	
	一部が休業・廃止となり、近年では、観光客が減少の一途を辿っている。今後と	
	も、魅力ある温泉郷づくりとともに、地域資源を活用したまちづくりや民間団	
	体・企業と連携した、地域主体の継続可能な自主事業の取組が求められる。	
	以上のように観光産業以外は全て零細であり、その収入のみでは生活の維持が	
	困難であるため、各種の兼業収入に依存する者が多く、本地域外で就業している	
	現状にある。	
	また、今後、東アジアを中心とした外国人観光客の増加が期待される一方、長	
	期にわたる景気の低迷、企業などの団体旅行の減少、観光地間の競争激化など、	
	不安な材料も多くあり、持続的発展に向けた取組が求められる。	

頁	高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
3	イ 過疎の状況	
	本地域では、近年、各種生活環境の改善を図ってきたが、広範な山間地域であるた	
	め十分な整備が行えず、主たる産業である農林業の基盤の弱さによる他の平坦地域と	
	の格差、及び特徴的な地場産業がないことによる就労の場の不足等により、やむを得	
	ず都市や都市周辺に住所を移す青年層もみられ、このことが出生数の低下を招く大き	
	な要因にもなっている。	
	本地域の過疎対策は、これまで、道路網の整備、特に生活道の整備を始め、上下水	
	道、社会教育施設、福祉・医療施設の整備等、生活水準の維持向上を図るための改善	
	が積極的に行われてきた。	
	また、農林業の振興においても各種補助事業等を積極的に取り入れ、農林道の新設	
	改良、畑地造成、土地基盤整備、近代化施設の整備等を図り、農林業所得の向上に努	
	めてきた。	
	しかし、本地域における過疎化に歯止めはかからず、表1-1(1)及び(2)の	
	人口の推移が示すとおり、引き続き人口減少と高齢化が同時進行しており、生活・生	
	産基盤の弱体化から、健全な地域社会の維持が困難となることが懸念される。	
	ウ 社会経済的発展の方向の概要	
	本地域は、昭和47年に「自然休養村」の指定を受けたことを始め、その後「JR	
	周遊地」に指定されているほか、平成元年には、環境庁よりホタルの里として「ふる	
	さといきものの里」に選定された。また、平成14年には「国民保養温泉地」に指定	
	されるなど、自然あふれる讃岐山脈の山間地域として、また、香川県内でも歴史ある	
	塩江温泉郷を有する観光地として発展している。さらに、大滝大川県立自然公園とし	
	て「大滝山」「竜王山」と代表的な山岳も有しており、レクリエーション施設も整っ	
	ていることから、保養地としても観光客から期待される地域となっている。	
	また、平成9年から17年の間に、観光拠点施設づくりとして「観光物産センタ	
	ー」や「行基の湯」の施設整備を図るとともに、地域住民が第3セクターを設立し、	
	住民と協働でこれらの施設を活用するソフト事業を展開するなど、観光客でにぎわう	
	環境づくりを行った。	
	そして、平成26年には、本地域で「塩江・マイスター振興会」が設立されるな	
	ど、地域住民や各団体による観光地づくり活動が活発化しており、今後は、地域主体	
	の滞在型観光地としての充実に努める必要がある。	

 頁		
4	また、高松の奥座敷とも言われる塩江温泉郷を「オンリーワンの価値を持つ温泉	
-	郷」に磨き上げるための指針として、平成29年3月に策定した「塩江温泉郷観光	
	活性化基本構想」に基づき、塩江温泉郷の活性化と本市の観光振興に向け、各種施	
	策に取り組んでいる。この取組の一環として、「塩江道の駅エリア」において、物	
	 販・飲食、温浴、観光情報発信等の複合的な機能を持つ観光関連施設と医療施設を	
	│ │ 一体的に整備することで、塩江温泉郷のシンボルとなる新たな交流拠点づくりを行	
	うこととしている。	
	(2) 人口及び産業の推移と動向	
	本地域における人口の推移は、表1-1(1)に示すとおり、昭和35年~50年の減少	│ …昭和35年 <mark>以降、一</mark> 貫して…進行している。平成17年~27年の10年間には <mark>、20</mark> .
	 率28.2パーセントをピークに、一貫して減少傾向にあり、過疎化が進行している。平	<mark>2</mark> パーセントと高い減少率を示し、平成27年~令和2年の5年間でも19.9パーセン
	 成2年~17年の15年間には13.4パーセントと高い減少率を示し、平成17年~2	トと <mark>引き続き</mark> 高い減少率を示している。
	7年の10年間では20.2パーセントとさらに高い減少率を示している。	これを年齢層別でみると、平成27年~令和2年の5年間に15歳~64歳人□が、2
	これを年齢層別でみると、平成17年~27年の10年間に15歳~64歳人口が、4	67人と大幅に減少し、反面、65歳以上の高齢者人口は181人の減少にとどまってお
	31人と大幅に減少し、反面、65歳以上の高齢者人口は128人の減少にとどまってお	り、構成比でみると、若年者人口比率は5年間で9.8パーセントから8.8パーセント
	り、構成比でみると、若年者人口比率は10年間で11.3パーセントから9.8パーセ	に減少し、高齢者人口比率は45.4パーセントから48.5パーセントへと上昇してお
	ントに減少し、高齢者人口比率は40.0パーセントから45.5パーセントへと上昇し	り、顕著に高齢化が進行しているとみられる。
	ている。特に高齢者人口比率は県平均の29.9パーセントに比べて15.6ポイントも	
	高く、顕著に高齢化が進行しているとみられる。	
	本地域の過去における産業別就業人口は、表1-1(4)に示すとおり、昭和50年まで	
	は農林業等の第1次産業が36.5パーセントを占めていたが、その後、第1次産業から	
	第2次産業、第3次産業への移行が顕著に進行して逆転し、平成2年には、第1次産業は	
	24. 9パーセントと大幅に減少した。そして、平成27年には、第1次産業13. 0パ	
	ーセント、第3次産業61.9パーセントと、その差は大きく拡大している。	
	これらの就労者の大部分は、市中心部やその近郊への通勤労働者であるが、これは、こ	
	れまでの過疎対策事業などにより、道路網の整備が大幅に図られたため、通勤時間の短縮	
	と通勤圏の拡大が図られ、雇用の機会が都市部に拡大されたことによるものと考えられる。	
	今後においても、本地域では第1次産業及び第2次産業から第3次産業への移行が進むも	
	のと思われる。	

高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)

高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

≪旧塩江町地域≫

Γ /\	昭和 35 年	昭和 5	0 年	平成 2	2年	平成 17 年	
区分	実数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	6,739人	4,838人	Δ28.2%	3,980人	△17.7%	3,445人	△13.4%
○ 歳~14 歳	2,377 人	940人	△60.5%	535人	△43.1%	373人	△30.3%
15 歳~64 歳	3,803 人	3,219人	△15.4%	2,508人	△22.1%	1,693人	∆32.5%
うち 15 歳〜29 歳(a	1,237人	924人	△25.3%	558人	∆39.6%	389人	∆30.3%
65 歳以上(b)	559人	679人	21.5%	937人	38.0%	1,379人	47.2%
(a)/総数 若年者比率	18.4%	19.1%	_	14.0%	_	11.3%	_
(b)/総数 高齢者比率	8.3%	14.0%	_	23.5%	_	40.0%	_

N A	平成 2	27年
区分	実 数	増減率
総数	2,750 人	△20.2%
○歳~14歳	237人	∆36.5%
15 歳~64 歳	1,262 人	△25.5%
うち 15歳~29歳(a)	269人	∆30.8%
65 歳以上(b)	1,251 人	△9.3%
(a)/総数 若年者比率	9.8%	_
(b)/総数 高齢者比率	45.5%	_

≪高松市全体≫

区分		昭和 35 年	昭和 5	0年	平成 2	2年	平成 1	7年
区分		実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数		228,172 人	298,999 人	31.0%	329,684 人	10.3%	337,902 人	2.5%
○ 歳~14 歳	苋	66,162人	70,611 人	6.7%	61,523 人	△12.9%	48,671 人	△20.9%
15 歳~64	歳	148,863人	203,757 人	36.9%	226,608 人	11.2%	219,861 人	∆3.0%
うち 15 歳〜29 歳	ŧ (a)	60,526 人	71,165人	17.6%	66,027人	Δ7.2%	55,521 人	△15.9%
65 歳以上(k)	13,147人	24,543 人	86.7%	40,886 人	66.6%	68,289 人	67.0%
(a)/総数 若年者比率		26.5%	23.8%	_	20.0%	_	16.4%	_
(b)/総数 高齢者比率		5.8%	8.2%	_	12.4%	_	20.2%	_

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

≪旧塩江町地域≫

_ ,,	昭和35年 昭和50年		50年	昭和 55 年		平成2年		平成7年	
区分	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	6,739人	4,838人	△28.2%	4,598人	△5.0%	3,980人	△13.4%	3,727人	△6.4%
○歳~14歳	2,377人	940人	△60.5%	768人	△18.3%	535人	△30.3%	438人	△18.1%
15 歳~64 歳	3,803人	3,219人	△15.4%	3,100人	∆3.7%	2,508人	△19.1%	2,128人	△15.2%
うち 15歳~29歳(a)	1,237人	924人	△25.3%	864人	△6.5%	558人	∆35.4%	467人	△16.3%
65 歳以上(b)	559人	679人	21.5%	730人	7.5%	937人	28.4%	1,161人	23.9%
(a)/総数 若年者比率	18.4%	19.1%	_	18.8%	_	14.0%	_	12.5%	
(b)/総数 高齢者比率	8.3%	14.0%	_	15.9%	_	23.5%	_	31.2%	_

区分	平成 .	17年	平成 2	27年	令和2年		
区力	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総数	3,445人	△7.6%	2,750人	△20.2%	2,202人	△19.9%	
○歳~14歳	373人	△14.8%	237人	∆36.5%	125人	△47.3%	
15歳~64歳	1,693人	△20.4%	1,262人	△25.5%	995人	Δ21.2%	
うち 15歳~29歳(a)	389人	△16.7%	269人	∆30.8%	193人	△28.3%	
65 歳以上(b)	1,379人	18.8%	1,249人	△9.4%	1,068人	△14.5%	
(a)/総数 若年者比率	11.3%		9.8%		8.8%	_	
(b)/総数 高齢者比率	40.0%	_	45.4%	_	48.5%	_	

≪高松市全体≫

Σ Λ	昭和35年 昭和50年		昭和5	昭和55年		平成2年		平成7年	
区分	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	228,172人	298,999人	31.0%	316,661人	5.9%	329,684 人	4.1%	331,004人	0.4%
○歳~14歳	66,162人	70,611人	6.7%	74,016人	4.8%	61,523人	△16.9%	53,877人	△12.4%
15歳~64歳	148,863人	203,757人	36.9%	212,782人	4.4%	226,608人	6.5%	227,303 人	0.3%
うち 15歳~29歳a	60,526人	71,165人	17.6%	63,282 人	△11.1%	66,027人	4.3%	68,223人	3.3%
65 歳以上(b)	13,147人	24,543人	86.7%	29,670人	20.9%	40,886人	37.8%	49,780人	21.8%
(a)/総数 若年者比率	26.5%	23.8%		20.0%		20.0%		20.6%	_
(b)/総数 高齢者比率	5.8%	8.2%	_	9.4%	_	12.4%	_	15.0%	_

頁 高松市過疎地域持続的発展計画 (修正前) 高松市過疎地域持続的発展計画 (修正後) 表 1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳) ≪旧塩江町地域≫ 平成 12 年 3 月 31 日 平成 17年3月31日 平成22年4月1日 区分 実 数 構成比 構成比 構成比 実 数 増減率 実 数 増減率 3,725 人 3,523 人 △ 5.4% 3,208 人 △8.9% 総数 男 1,798 人 0.483 1,708人 0.485 △ 5.0% 1,534 人 0.478 △10.2% 0.515 △ 5.8% 女 1,927 人 0.517 1,815人 1,674 人 0.522 △7.8% 令和2年4月1日 令和3年4月1日 平成27年4月1日 区分 構成比 増減率 実 数 実 数 構成比 増減率 実 数 構成比 増減率 2,851 人 2,480 人 △13.0% 2,393 人 △3.5% 総数 △11.1% 男 0.476 △11.6% 0.479 △12.4% 1,141 人 0.477 1,356 人 1,188 人 △4.0% 女 1,495 人 0.524 △10.7% 1,292 人 0.521 △13.6% 1,252 人 0.523 △3.1% ≪高松市全体≫ 平成12年4月1日 平成17年4月1日 平成22年4月1日 区分 実数 構成比 増減率 構成比 増減率 構成比 実 数 実数 総数 335,163 人 338,238 人 0.9% 425,876 人 25.9% 161,865人 0.483 162,791 人 0.481 0.481 25.8% 0.6% 204,860 人 女 175,447 人 173,298 人 0.517 0.519 1.2% 221,016 人 0.519 26.0% 令和2年4月1日 平成27年4月1日 令和3年4月1日 区分 構成比 実 数 構成比 実 数 構成比 増減率 実 数 増減率 増減率 427,565 人 0.4% 424,993 人 △0.6% 424,258 人 △0.2% 総数 205,818人 0.481 0.5% 205,131 人 0.483 △0.3% 204,806 人 0.483 △0.2% 221,747 人 0.519 0.3% 219,862 人 0.517 △0.9% 219,452人 0.517 △0.2% 表 1-1(3) 人口の見通し 386,547 406,853 416,680 419,429 <mark>417,496 407,952 389,216 366,371 338,812 389,216 366,371 338,812 389,216 366,371 338,812 389,216 366,371 338,812</mark> 450,000 386,547 406,853 416,680 419,429 419,145 407,952 389,216 366,371 338,812 450,000 400,000 401,020 412,626 418,125 420,748 414,549 399,465 378,116 401,020 412,626 418,125 420,748 414,549 399,465 378,116 350,000 350,000 353,364 323,190 353,364 323,190 300,000 300,000 250,000 250,000 200,000 200,000 150,000 → 人口の推移 150,000 **→**人口の推移 100,000 100,000 50,000 50,000

高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)

高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)

表 1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

≪旧塩江町地域≫

∇ 4	昭和 35 年	昭和 50 年		平成	2年	平成 17 年	
区分	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	3,411 人	2,704 人	Δ20.7%	2,319人	△14.2%	1,672 人	△27.9%
第 1 次産業 就業人口比率	69.0% (2,353)	36.5% (987)	_	24.9% (578)	_	19.3% (323)	-
第2次産業 就業人口比率	9.9% (338)	29.3% (792)	_	28.3% (655)	ı	22.9% (383)	ı
第3次産業 就業人口比率	21.1% (720)	34.2% (925)	_	46.8% (1,086)	_	57.5% (962)	-

区分	平成 27年				
	実 数	増減率			
総数	1,180人	△29.4%			
第 1 次産業 就業人口比率	13.0% (153)	-			
第2次産業 就業人口比率	23.0% (271)	-			
第3次産業 就業人口比率	61.9% (731)	_			

※() 書き内の数字は、人口(単位:人)

≪高松市全体≫

区分	昭和 35 年	昭和 50	年	平成2年		平成 17 年	
区分	実数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	104,784 人	144,695 人	38.1%	160,440 人	10.9%	158,107人	△1.5%
第 1 次産業 就業人口比率	22.1% (23,133)	8.2% (11,874)	_	4.5% (7,194)		3.5% (5,564)	
第2次産業 就業人口比率	24.9% (26,057)	27.9% (40,393)	_	24.0% (38,476)		19.7% (31,136)	
第3次産業 就業人口比率	53.0% (55,594)	63.9% (92,428)	_	71.3% (114,431)		76.8% (121,407)	_

区分	平成2	7年
<u> </u>	実数	増減率
総数	184,311 人	16.6%
第 1 次産業 就業人口比率	2.8% (5,085)	_
第2次産業 就業人口比率	20.4% (37,586)	_
第3次産業 就業人口比率	76.8% (141,640)	_

※()書き内の数字は、人口(単位:人)

表 1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

≪旧塩江町地域≫

	昭和35年	昭和:	50年	昭和(55年	平成	2年	平成	7年
区分	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	3,411人	2,704 人	△20.7%	2,739人	1.3%	2,319人	△15.3%	2,014人	△13.2%
第 1 次産業 就業人口比率	69.0% (2,353)	36.5% (987)		32.4% (888)	_	24.9% (578)		22.9% (461)	_
第2次産業 就業人口比率	9.9% (338)	29.3% (792)		28.9% (791)	_	28.3% (655)		28.3% (570)	
第3次産業 就業人口比率	21.1% (720)	34.2% (925)		38.7% (1,060)	_	46.8% (1,086)		48.6% (979)	_

∇ 4	平成	17年	平成 2	27年	令和2年	
区分	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	1,672人	△17.0%	1,180人	△29.4%	1,025人	△13.1%
第 1 次産業 就業人□比率	19.3% (323)	-	13.0% (153)	-	9.7% (99)	-
第2次産業 就業人□比率	22.9% (383)	-	23.0% (271)	-	23.5% (241)	-
第3次産業 就業人口比率	57.5% (962)	_	61.9% (731)	_	60.9% (624)	_

※()書き内の数字は、人口(単位:人)

≪高松市全体≫

区分	昭和35年	平 昭和50年		昭和 55 年		平成2年		平成7年	
区分	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	104,784 人	144,695人	38.1%	152,467人	5.4%	160,440人	5.2%	167,242人	4.2%
第 1 次産業 就業人□比率	22.1% (23,133)	8.2% (11,874)	1	6.5% (9,901)	_	4.5% (7,194)	_	4.0% (6,762)	_
第2次産業 就業人□比率	24.9% (26,057)	27.9% (40,393)	1	25.5% (38,939)	_	24.0% (38,476)	-	22.5% (37,680)	_
第3次産業 就業人口比率	53.0% (55,594)	63.9% (92,428)	1	67.9% (103,495)	_	71.3% (114,431)	-	73.5% (122,800)	_

۵ >	平成 1 7	7年	平成 27	年	令和2年		
区分	実 数	実数 増減率		増減率	実 数	増減率	
総数	158,107人	△5.5%	184,311 人	16.6%	186,620人	1.3%	
第1次産業 就業人□比率	3.5% (5,564)		2,8% (5,085)	1	2.4% (4,463)	1	
第2次産業 就業人口比率	19.7% (31,136)		20.4% (37,586)	1	19.4% (36,183)	1	
第3次産業 就業人口比率	76.8% (121,407)		76.8% (141,640)		78.2% (145,974)	_	

※()書き内の数字は、人口(単位:人)

高松市過疎地域持続的発展計画 (修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
(3) 行財政の状況	
本地域は町村合併促進法により、昭和31年9月30日、安原村、塩江村、上西村の旧	
3か村の合併により「塩江町」となった。その後、市町村の合併の特例に関する法律(合	
併特例法)により、平成17年9月26日に高松市と合併し、その際に策定した「高松市	
と塩江町の合併によるまちづくりプラン(建設計画)」において、本地域の持つ「自然と	
共生したやすらぎ機能」、「温泉と自然を生かした交流機能」、「暮らしの支援機能」を	
踏まえ、高松市における本地域を、豊かな自然や温泉などの特性と機能を生かし、自然と	
調和のとれた安心とやすらぎを提供できる「心と体のリフレッシュの舞台となるオアシス	
ゾーン」として位置付けている。	
一方で、山間地域の共通の現象である人口減少や少子・高齢化を始め、産業全般の活力	
低下が懸念されており、今後、活力ある地域づくりに向け、参加と交流を合言葉としたま	
ちづくりを進めることが必要である。	
道路の整備については、令和2年度の市道延長は約108キロメートルで、舗装率は9	
9. 8パーセントとなっているが、改良率は44. 5パーセントに留まっており、今後と	
も、改良工事を推進していく必要がある。	
教育文化施設については、本地域内に小学校と中学校が各1校、こども園が1園ある。	
平成27年4月、3小学校を統合した新設校の開設と、幼稚園及び保育所の認定こども園	
への移行により、学校教育環境の充実が図られた。また、美術館や多目的広場を中心とす	
る「ホタルと文化の里」が整備されており、これらを中心に、地域の文化芸術の振興を図	
ることが必要である。	
医療施設については、本地域唯一の医療機関である高松市民病院塩江分院が、高松市立	
みんなの病院を始め、他の医療機関や近隣の老人保健施設などと連携を図りながら、高齢	
者の慢性期医療を中心に医療を提供しているが、施設の老朽化などから、その建て替え事	
業として附属医療施設の整備を進めている。国の医療制度改革など医療環境が変化する中、	
同施設を地域唯一の医療機関として将来にわたり存続させるため、高松市立みんなの病院	
との効率的かつ効果的な連携のもと、無床の医療施設として整備することとした。	
生活環境施設については、平成16年度から南部広域クリーンセンター(現「高松市南	
部クリーンセンター」)が稼動し、周辺の環境整備も行われているほか、公衆便所、消防	
施設、水道施設の整備や農業集落排水処理施設の維持管理により、地域住民の保健衛生、	
環境衛生の向上を図っている。	

	高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)					
ſ	スポーツ・レクリエーション施設については、テニスコート、キャンプ場、公園等を整					
]	備し、住民の多様なスポーツ・レクリエーション活動を促進しているが、老朽化の進んで					
	開し、ERの多様なスポーク いる施設もあることから、今					
		で 利用人数や官珪	コストも与思し、で	- の任り刀について8		
	討を行う必要がある。					
	表 1-2(1) 財政の状況			(** H . T.D.)		
	≪高松市全体≫ ┃ ┃			(単位:千円)		
	区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度		
	歳 入 総 額 A	153,039,579	163,538,675	158,160,408		
	一般財源	87,557,902	92,082,564	92,600,564		
	国庫支出金	25,042,275	24,288,692	26,652,669		
	都道府県支出金	7,713,756	9,241,127	10,368,823		
	地方債	15,995,370	19,573,407	14,993,248		
	うち過疎債	4,300	447,900	65,200		
	その他	16,730,276	18,352,885	13,545,104		
	歳 出 総 額 B	147,686,691	156,645,561	154,356,762		
	義務的経費(①)	82,927,648	103,779,821	108,291,215		
	投資的経費(②)	17,095,989	22,313,392	15,697,111		
	その他 (③)	47,663,054	30,552,348	30,368,436		
	②のうち普通建設事業	17,095,395	22,253,373	15,600,217		
	②、③のうち過疎対策事業費	8,453	449,766	94,441		
	歳入歳出差引額 C(A-B)	5,352,888	6,893,114	3,803,646		
	翌年度へ繰越すべき財源 D	1,229,906	1,972,963	1,069,915		
	実質収支 C-D	4,122,982	4,920,151	2,733,731		
	財政力指数	0.825	0.813	0.824		
	公債費負担比率(%)	16.5	_	_		
	実質公債費比率(%)	11.9	9.2	7.8		
	起債制限比率(%)	_	_	_		
	経常収支比率(%)	85.4	89.8	93.4		
	将来負担比率(%)	99.3	70.8	77.1		
	地方債現在高	145,425,855	157,219,523	177,180,858		

頁	高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
1 1	(4) 地域の持続的発展の基本方針	
	本地域は塩江町として、昭和45年に過疎地域振興計画を策定して以来、過疎計画事業	
	 を計画的かつ総合的に実施し、CATV整備、統合保育所、温泉施設、美術館、ホタルと	
	文化の里公園、.道の駅、定住を目的とした町営住宅団地の整備などに取り組んできた。	
	しかし、人口減少と地域住民の高齢化による、産業全般の活力低下や生活環境の地域格	
	差は、未だ懸念されており、また、価値観やライフスタイルの多様化、地球環境問題の顕	
	在化など、時代の潮流が大きく変化していることから、過疎地域には、こうした社会状況	
	の変化に対応した、ゆとりある生活空間の提供などの担うべき新たな役割とともに、自立	
	に向けた持続可能な地域社会の形成と、地域資源等を活用した活力あるまちづくりを進め	
	ることが求められている。	
	本地域において、自然と調和し、安心とやすらぎを享受できることは、住民だけでなく、	
	全市民及び市外住民にとっても豊かな生活をもたらすことから、豊かで変化に富んだ自然	
	環境を有する本地域の特色と役割を認識し、過疎地域を新たな居住地として志向する人々	
	も視野に入れ、都市にはないゆとりと活力に満ちた居住の場として、魅力的な生活空間の	
	創造を図っていく。	
	また、子どもから高齢者まで生活の豊かさを実感し、いきいきと安心して暮らせる、教	
	育や医療等において格差のない地域を目指し、「自助・共助・公助」の原則のもと、多様	
	な協力関係の構築や参画と協働によるコミュニティ活動の促進、水と緑の豊かな自然環境	
	の保全に努め、豊かな地域資源を生かした観光・レクリエーションの振興も図っていく。	
	さらに、基幹産業である農林業については、地域の特産物を普及し、産地形成を進める	
	とともに、付加価値の高い農業づくりを進めるため、観光産業との一体化を図り、社会的	
	ニーズに即した観光農林業の開発など、地域の特色を生かした産地づくりを進める。	
	そして、広域連携中枢都市圏域の市町や、先進自治体等と、連携・協力していくことで、	
	本地域の施策等を持続的・効果的に取り組むことができるため、多分野において積極的に	
	交流を図っていく。	

本格的な少子・超高齢社会を迎え、本市では、目指すべき得来の方向と人口の得来展望 を『だかまつ人口ビジョン 令和元年度改訂版』で示し、そこで掲げた目標人口の達成に向 けて、『第2期たかまつ創生総合戦略』を策定し、「持続可能なまちを創る」「名者から 提供かるまちを創る」「子どもを生み育てやすいまちを創る」などらつの基本目標のもと、 人口減少の抑制と、人口減少に高齢化に増止めがかからず、地域社会の維持が 明難となることが聴きされるため、人口減少を抑制していくことを未計画における基本目 最とし、本地域ならではの動造性を更に発揮するとともに、「地域共生社会の構築」など、 活動可能なまちづくりに取り組む。 (6) 達成状況の評価 連成状況については、本計画登載事業における行及評価(事務事業評価)のほか、毎年 改実施される、たかまつ創生総合戦略推進懸験会や市民港定談調査での本地域住民の意見 を経過まえ、粉合的に評価する。 また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビジョン 令和元年度改訂版』に 8ける本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期電滞了後の令和9年度 こ評情する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年度とする。 なお、本計画は「舎川県過難地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下 「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超え 5令約8年度については、当該年度以降に策定される東方針を踏まえ、必要な変更を加え	高松市過疎地域持続的発展計画 (修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
度 『たかまつ人ロビション 令和元年度改訂版』で示し、そこで掲げた目標人口の達成に向けて、『第2期だかまつ創生総合戦略』を策定し、「持続可能なまちを創る」「若書から関はれるまちを創る」「子どもを生み育てやすいまちを創る」など5つの基本目標のもと、人口減少の抑制と、人口減少に対応できる社会を構築するための修築に取り組んでいる。本地域においては、引き続き人口減少と高齢化に増止めがかからす、地域社会の維持が困難となることが懸念されるため、人口減少を抑制していくことを本計画における基本目息とし、本地域ならではの創造性を更に発達するとともに、「地域共生社会の構築」など、思論可能なまちづくりに取り組む。 (6) 達成状況の評価 達成状況の評価 達成状況の評価 達成状況については、本計画登報事業における行政評価(事務事業評価)のほか、毎年機実施される、たかまつ創生総合戦略推進懇談会や市民満足良調査での本地域住民の意見与を指まえ、総合的に評価する。 また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビジョン 令和元年度改訂版』につける本市人口推計を基に発出した本地域の人口と比較し、計画期間推了後の令和9年度工評価する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「清川環境理地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超える各和8年度については、当後年度以降に策定される県方針を指まえ、必要な変更を加え	(5) 基本目標	
です、『第2期だかまつ创生総合戦略』を幾度し、「持続可能なまちを创る」「若者から 間ばれるまちを创る」「子どもを生み育てやすいまちを创る」など5つの基本目標のもと、 人口減少の抑制と、人口減少と高齢化に適止めがかからず、地域社会の維持が 間難となることが懸念されるだめ、人口減少を抑制していくことを本計画における基本目 限とし、本地域ならではの創造性を更に発揮するとともに、「地域共生社会の構築」など、 特続可能なまちづくりに取り組む。 (6) 達成状況の評価 達成状況の評価 達成状況については、本計画登載事業における行政評価(事務事業評価)のほか、毎年 健実流される、たかまつ創生総合戦略推進制総会や市民満足提調書での本地域住民の意見 等を踏まえ、総合的に評価する。 また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビジョン 令和元年度改訂版』に おける本市人口推計を基に賛出した本地域の人口と比較し、計画加削端了後の令和9年度 ご評価する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下 「県方針」という。)を踏まえて美定する必要があることから、県方針の策定期間を超え 36名和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を指まえ、必要な要更を加え	本格的な少子・超高齢社会を迎え、本市では、目指すべき将来の方向と人口の将来展望	
程はれるまちを創る」「子どもを生み育てやすいまちを創る」など5つの基本目標のもと、人口減少の抑制と、人口減少に対応できる社会を構築するための施策に取り組んでいる。本地域においては、引き続き人口減少と高齢化に適止めがかからす、地域社会の維持が展離となることが懸念されるため、人口減少を抑制していくことを本計画における基本目標とし、本地域ならではの創造性を更に発揮するとともに、「地域共生社会の構築」など、特徴可能なまちづくりに取り組む。 (6) 達成状況の評価 達成状況の評価 達成状況の評価 達成状況の評価 達成状況の評価 達成状況については、本計画登載事業における行政評価(事務事業評価)のほか、毎年度実施される、たかまつ創生総合戦略推進懸誠会や市民満足度調査での本地域住民の意見等を選請え、総合的に評価する。 また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビション 令和元年度改訂版』における本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間満了後の令和9年度ご評価する。 (7) 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過碟地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期門を超え 5令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を贈まえ、必要な変更を加え	を『たかまつ人ロビジョン 令和元年度改訂版』で示し、そこで掲げた目標人口の達成に向	
人口減少の抑制と、人口減少に対応できる社会を構築するための施策に取り組んでいる。本地域においては、引き続き人口減少と海齢化に適止めがかからす、地域社会の維持が問題となることが懸念されるため、人口減少を抑制していくことを本計画における基本目標とし、本地域ならではの創造性を更に発揮するとともに、「地域共生社会の構築」など、基施可能なまちづくりに取り組む。 (6) 達成状況の評価 達成状況の評価 達成状況の評価 達成状況については、本計画登載事業における行政評価(事務事業評価)のほか、毎年度実施される、だかまつ創生総合戦略推進総談会や市民満足度調査での本地域住民の意見等を踏まえ、総合的に評価する。 また、基本目標の連成状況については、『たかまつ人ロビション 令和元年度改訂版』における本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間満了後の令和9年度に対した本地域の人口と比較し、計画期間高了後の令和9年度に評価する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県遺産地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超える命和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	けて、『第2期たかまつ創生総合戦略』を策定し、「持続可能なまちを創る」「若者から	
本地域においては、引き続き人口減少と高齢化に働止めがかからず、地域社会の維持が 影性となることが懸念されるため、人口減少を抑制していくことを木計画における基本目 景とし、本地域ならではの創造性を更に発揮するとともに、「地域共生社会の構築」など、 奇読可能なまちづくりに取り組む。 (6) 達成状況の評価 違成状況については、本計画登載事業における行政評価(事務事業評価)のほか、毎年 度実施される、たかまつ創生総合戦略推進懇談会や市民酒足度調査での本地域住民の意見 特を踏まえ、総合的に評価する。 また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビジョン 令和元年度改訂版』に おける本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間満了後の令和9年度 こ評価する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下 「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超え るや和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を翻まえ、必要な変更を加え	選ばれるまちを創る」「子どもを生み育てやすいまちを創る」など5つの基本目標のもと、	
国難となることが懸念されるため、人口減少を抑制していくことを本計画における基本目標とし、本地域ならではの創造性を更に発揮するとともに、「地域共生社会の構築」など、特殊可能なまちづくりに取り組む。 (6) 達成状況の評価 達成状況の評価 達成状況については、本計画登載事業における行政評価(事務事業評価)のほか、毎年度実施される、たかまつ創生総合戦略推進懇談会や市民満足度調査での本地域住民の意見等を踏まえ、総合的に評価する。 また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビジョン 令和元年度改訂版』における本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間満了後の令和9年度に評価する。 (7) 計画期間 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過酸地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を起える合和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	人口減少の抑制と、人口減少に対応できる社会を構築するための施策に取り組んでいる。	
無とし、本地域ならではの創造性を更に発揮するとともに、「地域共生社会の構築」など、 奇続可能なまちづくりに取り組む。 (6) 達成状況の評価 達成状況の評価 達成状況については、本計画登載事業における行政評価(事務事業評価)のほか、毎年 建実施される、たかまつ創生総合戦略推進懇談会や市民満足度調査での本地域住民の意見 存を踏まえ、総合的に評価する。 また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビジョン 令和元年度改訂版』に おける本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間満了後の令和9年度 ご評価する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下 「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超え 3令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	本地域においては、引き続き人口減少と高齢化に歯止めがかからず、地域社会の維持が	
語続可能なまちづくりに取り組む。 (6) 達成状況の評価 達成状況の評価 達成状況については、本計画登載事業における行政評価(事務事業評価)のほか、毎年 設実施される、たかまつ創生総合戦略推進懇談会や市民満足皮調査での本地域住民の意見 等を踏まえ、総合的に評価する。 また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビション 令和元年度改訂版』に おける本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間濁了後の令和9年度 二評価する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下 「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超え 36和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	困難となることが懸念されるため、人口減少を抑制していくことを本計画における基本目	
(6) 達成状況の評価 達成状況の評価 達成状況については、本計画登載事業における行政評価(事務事業評価)のほか、毎年 変実施される、たかまつ創生総合戦略推進懇談会や市民満足度調査での本地域住民の意見 等を踏まえ、総合的に評価する。 また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビジョン 令和元年度改訂版』に おける本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間満了後の令和9年度 に評価する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「雪川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下 「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超え 3令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	標とし、本地域ならではの創造性を更に発揮するとともに、「地域共生社会の構築」など、	
達成状況については、本計画登載事業における行政評価(事務事業評価)のほか、毎年 度実施される、たかまつ創生総合戦略推進懇談会や市民満足度調査での本地域住民の意見 等を踏まえ、総合的に評価する。 また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビジョン 令和元年度改訂版』に おける本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間満了後の令和9年度 ご評価する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下 「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超え 3令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	持続可能なまちづくりに取り組む。	
達成状況については、本計画登載事業における行政評価(事務事業評価)のほか、毎年 度実施される、たかまつ創生総合戦略推進懇談会や市民満足度調査での本地域住民の意見 等を踏まえ、総合的に評価する。 また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビジョン 令和元年度改訂版』に おける本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間満了後の令和9年度 ご評価する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下 「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超え 3令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え		
達成状況については、本計画登載事業における行政評価(事務事業評価)のほか、毎年 度実施される、たかまつ創生総合戦略推進懇談会や市民満足度調査での本地域住民の意見 等を踏まえ、総合的に評価する。 また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビジョン 令和元年度改訂版』に おける本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間満了後の令和9年度 ご評価する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下 「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超え 3令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え		
度実施される、たかまつ創生総合戦略推進懇談会や市民満足度調査での本地域住民の意見 等を踏まえ、総合的に評価する。 また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビジョン 令和元年度改訂版』に おける本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間満了後の令和9年度 二評価する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下 「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超え 3令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	(6) 達成状況の評価	
等を踏まえ、総合的に評価する。 また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビジョン 令和元年度改訂版』における本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間満了後の令和9年度に評価する。 「7)計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超える合和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	達成状況については、本計画登載事業における行政評価(事務事業評価)のほか、毎年	
また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人ロビジョン 令和元年度改訂版』における本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間満了後の令和9年度に評価する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超える令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	度実施される、たかまつ創生総合戦略推進懇談会や市民満足度調査での本地域住民の意見	
おける本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間満了後の令和9年度 ご評価する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超える令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	等を踏まえ、総合的に評価する。	
で評価する。 (7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超える令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	また、基本目標の達成状況については、『たかまつ人口ビジョン 令和元年度改訂版』に	
(7) 計画期間 計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超える令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	おける本市人口推計を基に算出した本地域の人口と比較し、計画期間満了後の令和9年度	
計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下 「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超え る令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	に評価する。	
計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下 「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超え る令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え		
計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。 なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下 「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超え る令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え		
なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超える令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	(7) 計画期間	
「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超え る令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。	
3令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	なお、本計画は「香川県過疎地域持続的発展方針(令和3年度~令和7年度)」(以下	
	「県方針」という。)を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超え	
るものとする。	る令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加え	
	るものとする。	

頁	高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画 (修正後)
1 3	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	
	人口減少、少子・超高齢社会の本格的な到来を迎える中、高度経済成長期からバブル期	
	にかけて整備された、これらの公共施設は、今後、急速に老朽化し、建て替え等が一時期	
	に集中することが予想され、財政を圧迫することが懸念されるとともに、公共施設の維持・	
	更新等に充てられる経費は、今後、大幅に減少することが予測されている。	
	このため、今後の施設管理に当たっては、これらの施設の維持更新に係る経費の縮減と	
	平準化を図り、財政負担を軽減する必要があるため、平成26年12月に高松市公共施設	
	等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)を策定した(令和3年5月改定)。	
	この総合管理計画は、本計画に記載された全ての公共施設等の整備と適合し、また、そ	
	の対象は、公共施設(いわゆるハコモノ施設。以下「建築物」という。)及びインフラ施	
	設に区分される。	
	本地域においては、建築物のうち、これまで総合管理計画の考え方を先取りするものと	
	して、地域住民の協力と理解を得て、小学校施設の統合及び中学校施設との複合化などを	
	実施している。今後、その他の建築物についても、総合管理計画で定める基本方針を踏ま	
	え、保有資産の活用や施設の長寿命化、維持管理の効率化などを進める。	
	他方、インフラ施設については、統廃合や複合化といった対応が困難であることから、	
	既に長寿命化計画などの策定が進んでいるインフラ施設については、それらの計画や方針	
	に従うこととし、これが未策定のインフラ施設については、データベースの作成や計画策	
	定の検討を進めるなど、総合管理計画の基本方針に沿った、適切かつ効率的な維持管理を	
	行う。	

頁 高松市過疎地域持続的発展計画(修正前) 高松市過疎地域持続的発展計画(修正後) | 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1) 現況と問題点 アー全般 本地域は、少子・高齢化や人口減少の著しい進行により、地域社会の担い手となる 人材が不足するなど、地域コミュニティ機能や地域活力の低下が懸念されており、地 域力の維持・強化を図るためには、地域間交流等による地域外住民に向けたPR活動 を通じ、交流・関係人口(特定の地域に関心を持つ地域外の人)の創出及び拡大と、 地域外からの人材確保や地域における人材育成の推進が必要である。 イ 多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進 本地域は、地域の担い手が不足する中、地域社会を持続可能なものとするため、若 者世代を中心に、移住・定住のできる環境を提供できるよう、平成 29 年度に、地域 コミュニティ協議会が移住者の相談対応や支援を行う「たかまつ移住応援隊」の地域 サポーターとなり、地域全体として、移住者を受け入れる体制を構築している。 また、令和2年度には、地域の自然豊かな観光資源を有効活用し、関係人口の創出 による将来的な移住促進や地域の活性化を図るため、ワーケーションが可能な環境を 整備している。 本地域の活性化には、移住者や関係人口など、地域外の多様な人材の確保の促進が 求められている。 ウ 地域社会の担い手となる人材の育成 地域社会の担い手不足の対策の一つとして、平成 27 年度より、地域おこし協力隊 員として活動できる人材を都市部で募集し、これまで3名の隊員を配置し、地域力の 維持・強化に資する活動を行ってきた。そして、その活動に多くの住民が協力、参加 するなどしている。 また、退任した隊員についても、定住・起業し、継続して本地域の行事等に関わっ ているが、人口減少は続いていることから、地域社会の担い手不足に歯止めをかける には、これまでの地域おこし協力隊の活動を、より生かすことのできる仕組みづくり が必要である。

	高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
	エ 過疎地域の持続的発展に係る関係者間の連携及び協力の確保	
	人口減少、少子・超高齢社会に対応するため、県とも連携しながら、本市のイメー	
	ジアップや地域の活性化、将来的な移住者の拡大に資する交流・関係人口の創出・拡	
	大促進策に取り組むとともに、地域内外住民や民間団体等が協力・連携し、継続的な	
	交流や活動を行っていくことが望まれている。	
	(2) その対策	
	アー全般	
	UJIターン移住の増加や関係人口の創出・拡大に努めることで、地域外から担い	
	手の確保や地域活性化を図り、若者世代の流出抑制を図る。	
	また、地域づくりへの取組を促進するために、地域内外住民の活動が連携したもの	
	となるよう支援が必要である。	
	イ 多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進	
	「高松市移住ナビ」による本地域の情報発信や、移住・定住に係る地域の受入体制	
	強化の支援などにより、UJIターン移住の増加に努める。	
	また、ワーケーションによる本地域への滞在などを契機とした関係人口の創出・拡	
	大につながる施策を推進し、地域外からの多様な人材の確保に努める。	
	ウ 地域社会の担い手となる人材の育成	
	更なる担い手不足などの問題を解消するため、これまでの地域おこし協力隊員OB・	
	OGを活用し、地域内の住民の主体的なまちづくり活動等と連携、協働が図れるよう	
	人材育成につながる支援をするとともに、地域外から人材を確保するために、関係人	
	口の創出・拡大に資する施策を促進する。	
	エ 過疎地域の持続的発展に係る関係者間の連携及び協力の確保	
	多様な分野で、本地域の特性を生かした地域間交流を行うことは、新たな地域の創	
	造や発展につながることから、今後も、農家や地域事業者、関係団体等と連携・協力	
	し、グリーン・ツーリズム事業や物産展事業等を通じて他都市との交流を深めるとと	
	もに、県とも連携しながら、本市のイメージアップや地域の活性化、将来的な移住者	
l	の拡大に資する交流・関係人口の創出・拡大促進策に取り組む。	

及口減少、少子・超高齢社会に対応するため、県とも連携しながら、本市の魅力発信や地域の活性化に資する移住・定住促進策に取り組む。 おのにはなどに進する 市民主体の話がら、本市の魅力発信や地域の担い手が不足する中、地域社会を持続可能なものとする効果が期待できる。 主体的にまちづくりで変を対象を指するである。 主体的にまちづくりに取り組む人材を育成することで、地域の担い手となる人材の育成を図り、市民のである効果が関がである。 主体的にまちづくりに取り組む人材を育成することで、地域の活性化につながる効果が関係することで、地域の活性化につながる効果が関係することで、地域の活性化につながる効果が関係することで、地域の活性化につながる効果が関係することで、地域の活性化につながる効果が関係することで、地域の
 (施設名) 事業内容 主体 幅号 (1) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住促進事業 人口減少、少子・超高齢社会に対応するため、県とも連携しながら、本市の魅力発信や地域の活性化に資する移住・定住促進策に取り組む。 (2) がの確保を促進することで、地域の担い手が不足する中、地域社会を持続可能なものとする効果が期待できる。 まちづくり学校運営業務委託事業 市民主体のまちづくりを推進するため、地域の担い手となる人材の育成を図り、市民の担い手となる人材の育成を図り、市民のとするが表対して、かばの選択が見からに取り組む人材を育成することで、地域の活性化につながる効果が見からに取り組む人材を育成することで、地域の活性化につながる効果が見からに取り組む人材を育成することで、地域の活性化につながる効果が見からに取り組む人材を育成することで、地域の活性化につながる効果が見からに取り組む人材を育成することで、地域の活性化につながる効果が見からに表現しませんというながる効果が見からに取り組む人材を育成することで、地域の活性化につながる効果となる人材の育成を図り、市場では、またいは域の活性化につながる効果を対象が表現しません。
地域間交流
の促進、人 材育成 移住・定住促進事業 人口減少、少子・超高齢社会に対応するた め、県とも連携しながら、本市の魅力発信や 地域の活性化に資する移住・定住促進策に取 り組む。
人材育成 はの担い手となる人材の育成を図り、市民の 市 に取り組む人材を育成の担い手となる人材の育成を図り、市民の はの担い手となる人材の育成を図り、市民の は に取り組む人材を育成 は で は は で で で で で で で で で で で で で で で
交流促進づくりに取り組む。 果が期待できる。
「いざ里山」市民活動支援事業 地域住民や企業等が、 身近な自然を見直す ことで、里山の環境整 のために、地域住民や企業等が行う里山の保 全活動を支援する。
その他 グリーン・ツーリズム推進事業

頁	高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
1 7	3 産業の振興	
	(1) 現況と問題点	
	アー全般	
	本地域は、農林業を基幹産業とするものの、人口減少や高齢化の進展に伴い、担い	
	手不足による耕作放棄地の増加など、生産活動の維持が困難になっている。	
	また、商工業については小規模経営の事業所が多く、観光業についても、観光施設	
	の利用者の減少など、取り巻く環境が大きく変化していることから、今後は、地域の	
	特色や地域資源を生かした多様な産業の展開を促進するとともに、デジタル技術を活	
	用した新たな事業展開を図る地域産業を支援するなど、産業全体の振興と地域の活性	
	化に取り組むことが望まれている。	
	イ 農林水産業の振興	
	本地域の農業は、標高1,059メートルの竜王山を頂点に南高北低の複雑な急斜	
	面に耕地が展開し、水田は本地域中央部を南北に流れる香東川流域に開かれ、不整形	
	で狭小な棚田が多く存在する。	
	令和2年の農家数は、249戸(うち認定農業者11人)、経営耕地面積は89へ	
	クタールで、野菜、花き、米、畜産など、多角的な複合経営が行われている。しかし、	
	近年の農業をめぐる諸情勢は、若者の農業離れと担い手の高齢化、荒廃農地や鳥獣に	
	よる農作物被害の増加など厳しいものになっていることから、農業基盤の整備や消費	
	者等との連携などによる農業の振興が求められている。	
	森林面積は6,717ヘクタールであり、その内訳は、私有林5,671ヘクター	
	ル、国有林745ヘクタール、公有林301ヘクタールで、私有林は森林面積の84.	
	4パーセントを占めている。	
	木材価格の低迷、労働コストの増大、林業従事者の高齢化など、情勢は厳しいもの	
	の、国土保全・水源かん養機能、保健・レクリエーション・観光・教育の場など森林	
	の役割は重要であり、引き続き森林の保全・整備を図る必要がある。	
	水産業については、昭和48年に自然休養村整備事業により淡水魚の養殖施設が設	
	置され、アユ・アマゴ・ニジマスの養殖を始めたが、河川等の水量が少ないために大	
	量生産が望めず、近県の水産業者から安い養殖魚が供給されることから、本地域の水	
	産業の販売ルートが縮小されて経営に大きな打撃を受け、現在、養殖施設は1か所の	

頁	高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
1 8	みとなっている。	
	今後は、河川等の水質保全に努め、水産資源の育成等を図る必要がある。	
	ウ 商工業及び情報通信産業その他の産業の振興	
	本地域の商店は、国道193号に沿って点在しており、そのほとんどが小規模の零	
	細店舗である。近年は、人口減少、少子・高齢化などにより、多くの店舗が厳しい経	
	営環境や後継者不足という問題を抱えているが、高齢者や観光客の買物、交流・にぎ	
	わいの場として、商店の維持が求められている。	
	また、本地域には工業団地はなく、工業に関しても、商業と同様、零細な経営規模	
	の事業者が多い。	
	平成21年度に高松市企業誘致条例を制定し、企業誘致・立地に努めているが、地	
	理・地形等の条件から優位性を確保することが難しく、工場等の誘致・立地に至って	
	いない。	
	情報通信産業は、今後も大きな成長が期待される分野であり、立地による影響も少	
	ないことから、本地域の活性化に向けて、ICT(情報通信技術)を活用した新たな	
	雇用の創出などに取り組むことが重要である。	
	エー観光の開発	
	本地域は、歴史ある塩江温泉郷を有し、自然豊かな讃岐山脈に囲まれていることか	
	ら、自然休養村、JRの周遊地、ホタルの里、国民保養温泉地などにも指定され、県	
	内外から多くの観光客が訪れる地域となった。	
	しかし、本地域を訪れる観光客は平成元年をピークに年々減少する結果となり、生	
	活の多様化や景気の長期低迷などの影響を受け、現在も低い水準となっている。	
	また、平成9年から11年に観光拠点施設として、「観光物産センター」や「行基	
	の湯」を整備した。今後は、地域資源の有効活用とともに、地域の各団体や住民と連	
	携を図りながら、地域主体の観光開発の取組を支援することで、魅力あふれる本地域	
	の観光地づくりに努める必要がある。	
	(2) その対策	
	アー全般	
	本地域の基幹産業である農林業については、地域の実情に即した生産基盤の拡充や	
	各種情報を取り入れることにより、新しい特産品の開発と生産体制の合理化や経営の	

頁 高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
19 近代化等を図り、農業所得の安定向上及び担い手の確保に努める。	
また、本地域の特性に応じた企業誘致や創業支援を促進し、住民の	D雇用機会の拡大、
所得の増大を図り、労働人口の本地域内定着化に努める。	
観光開発については、自然環境の保全に留意しつつ、地域主体の	下、観光資源の開
発、観光ルートの整備、イベントの実施など多彩な観光振興対策を	支援していく。
そして、広域連携中枢都市圏域の市町や、先進自治体等と、連携	・協力していくこ
とで、持続的・効果的に取り組むことができるため、積極的に交流	を図っていく。
イの農林水産業の振興	
(ア) 農業	
特色ある農業の推進を図るため、行政や農業関係者、農業外の	異業種を加えた協
議会などの設置に努め、農業改良普及センター指導の下に、JA	と連携を密にし、
新規作物の研究開発を推進するとともに、営農指導などの機能強	化を図る。
また、認定農業者や新規就農者など意欲ある農業者の確保・育	成、集落営農組織
の育成を図るほか、兼業者が農業を継続しやすい環境の整備、女	性や高齢者、定年
退職者などが農業に従事できるよう、農作業の受委託体制の整備	、技術指導などの
条件整備を進め、中山間地域等直接支払制度の実施や、近年、増	加傾向にある鳥獣
による農作物被害に対する施策を地区猟友会と連携し推進する。	
そして、農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域の見直し	を行うとともに、
農地中間管理機構関連整備事業により、地域農家と調整を図りな	がら担い手に農地
集積するなど、遊休農地の有効利用を図り、農業経営の合理化を	促進する。
さらに、農家や地域事業者と連携したグリーン・ツーリズム推	進事業を実施し、
農業体験、農泊等により、地域外住民に地域の魅力を体感しても	らうことで、地域
住民との交流や特産品販売を促進する。	
(イ) 林業	
森林の持つ経済的機能と公益的機能との調和を図りつつ、「健全	とな森林づくり」・
「林業経営基盤の確立」を目標に、林業生産基盤の整備、林産物	加工の振興などの
林業振興施策を推進する。林業従事者の確保を図り、間伐材等の	地場資源を活用し
た加工品の開発などを進めるとともに、道の駅などを活用した販	売など、観光と連
携した振興に努める。	
さらに、住民と行政が協働して森林保全を進めるほか、森林の	レクリエーショ

頁	高松市過疎地域持続的発展計画 (修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画 (修正後)
2 0	ン機能を活用した、森林散策や林業体験などの特色ある施策を実施する。	
	(ウ) 水産業	
	アマゴなどの養殖を行うとともに、内水面漁業の健全な発展を図るため、河川等	
	の水質環境の保全に努める。	
	ウ 商工業及び情報通信産業その他の産業の振興	
	中小企業等による自社の課題解決や生産性の向上を図るための取組を支援するほ	
	か、若者が魅力を感じる情報通信関連企業やテレワークが実施できるサテライトオフ	
	ィスなどの積極的な誘致活動を行い、企業誘致・立地の促進を図る。	
	また、平成 27 年度に策定した高松市創業支援等事業計画に基づき、商工会や金融	
	機関等と連携し、本地域での創業希望者を支援するほか、本地域の豊かな自然と広い	
	空間を有効に活用し、消費者のニーズや余暇志向の多様化などに対応できる魅力的な	
	新しい地域産業の創出を図る。	
	特に、製造業、情報サービス業等、旅館業、農林水産物等販売業の事業者に対し、	
	税制面での優遇措置を講じることで、地域産業の振興を促進する。	
	エー観光の開発	
	観光客のニーズや社会経済の情勢が大きく変化する時代に対応し、総合的な観光振	
	興を図るため、各種観光施設の機能を十分に活用し、地域への波及効果を引き出すこ	
	とに努めるとともに、地域が主体で実施する桜まつり、ホタルまつり、温泉まつり、	
	紅葉まつりの4大イベントなどについて、様々なイベントとのタイアップなど、効果	
	的な連携方策を工夫することで、一層の充実に努める。	
	また、ホームページを始め、各種媒体による情報提供を行うとともに、県内外の各	
	種団体等との連携による観光ネットワークづくりを進める。	
	温泉施設については、効果的なPRを展開し、その基礎となる温泉源の適切な管理	
	を進め、温泉水の安定供給を図る。	
	さらに、本地域の豊かな自然を生かし、住民や来訪者が身近に自然に親しむことが	
	できるよう、森林浴や散策ができる遊歩道等の整備を進めるとともに、山桜や合歓を	
	テーマとした地域景観づくりを進めるほか、令和2年11月に策定した「高松市塩江	
	道の駅エリア整備基本計画」に基づき、物販・飲食、温浴、観光情報発信等の複合的	
	な機能を持つ観光関連施設と医療施設の一体的な整備を行う。	

	高	松市過疎地域持続的発展計画(修正	三前)	
計画	Ī			
	-	**************************************		
		事業計画(令和3年度~8年度)		
続的発展 5策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
業の振興	(1)基盤割	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	農業	土地改良事業	土地 改良区	
		治山事業	県・市	
		分収造林事業	市	
		林道整備事業	市	
	林業	松くい虫防除事業	市	
	1小未	荒廃竹林整備事業	市	
		造林事業助成事業	市	
		森林団体育成事業	市	
		市有山林管理事業	市	
	(2)観光5	スはレクリエーション	1	
		温泉を生かした塩江地区の観光振興事業	市	
		塩江道の駅エリア整備事業	市	
	(3)過疎地	也域持続的発展特別事業		
		多面的機能支払交付金事業 耕作を継続するために必要な農道・水路の 保全管理を支援し、国土保全、水源かん養、 防災など、農業・農村の有する多面的な機能 の維持・発揮を図る。	活動組織	農道・水路の保全管理 を支援することで、国 土保全、水源かん養、 防災など、多面的な機 能の維持・発揮に資す る。
	第1次産業	中山間地域等直接支払事業 農業生産条件が不利な中山間地域において、5年間農用地等の維持・管理を行うこと の協定を集落単位等で締結し、農業を継続す る農業者に交付金を交付する。	市	中山間地域の農用地 区域において、耕作放 棄地の発生防止と農 業の多面的な機能の 維持・発揮に資する。
		グリーン・ツーリズム推進事業 都市住民と農村住民が農業体験や農泊を 通じて交流し、農村地域の発展と都市住民の やすらぎを提供することを目的とした活動 で、活動団体に事業費の一部を助成し活性化 を図る。	市	農家や事業者等が協力し、主体的に交流することで、移住者拡大や地域活性化につながる効果が期待できる。
	企業誘致	企業誘致による地域経済活性化促進事業 企業誘致専門員や企業誘致助成制度等を 活用し、企業情報の収集や発信に努め、企業 誘致を推進することにより、本地域経済の活 性化や雇用の確保を図る。	市	企業誘致を通じて、移 住者拡大や地域経済 の活性化につながる 効果が期待できる。
	その他	起業支援による地域経済活性化促進事業 高松市創業支援等事業計画に基づき、関係 団体等の拡充と連携を図りながら、起業(創 業)支援に取り組み、本地域経済の活性化や 雇用の確保を図る。	市	起業支援を通じて、移 住者拡大や地域経済 の活性化につながる 効果が期待できる。
	(4) その他	<u></u>		
		高松観光プロモーション事業	市	
		特産品育成・振興事業	市	

	高松市過疎地域持続的発展計画	(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
(4) 産業振興促	進事項 進事項		
	区域及び振興すべき業種	-	
産業振興促進区域		計画期間	
旧塩江町地域全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日~令和9年3 月31日	
	興を促進するために行う事業の内容 、(2)、(3)のとおり		
(5) 公共施設等	総合管理計画との整合		
温泉施設などの「	産業の振興」区分における公共施設	等については、各々の施設等の現	
況及び利用状況など	を十分に踏まえ、総合管理計画に定	める基本方針に沿った適切かつ効	
率的な維持管理を行	う。		

頁 高松市過疎地域持続的発展計画(修正前) 高松市過疎地域持続的発展計画(修正後) 23 4 地域における情報化 (1) 現況と問題点 ア 他地域との情報通信技術の利用の機会の格差の是正など 高度情報化社会の進展に伴い、産業の振興、生活・文化の向上など、様々な側面で ICTを利活用するため、情報通信網の整備が不可欠であることから、その基盤とな るネットワークを、CATV整備事業によりほぼ本地域全体に整備した。しかしなが ら、整備後、10年を経過し、設備の老朽化などが認められたことから、平成26年 度から27年度にかけて再整備を行い、事業の効率的な運営を図るため、公設公営か ら公設民営方式に変更して、他の地域と遜色ないサービスを提供している。 今後、設備の維持管理や高度情報化社会へ対応したICTの積極的な利活用が課題 となっている。また、高齢者人口比率が県平均と比較して著しく高く、高齢化が進行して いる本地域においては、スマートフォン、インターネット等のICT機器・サービスに不 慣れな住民の割合も相対的に高いとみられることから、全ての住民が恩恵を享受・実感で きるよう、地域住民の情報リテラシーの向上を図ることが必要である。 イ 産業の振興 情報通信産業は、今後も大きな成長が期待される分野であり、立地による影響も少 ないことから、本地域の活性化に向けて、ICTを活用した新たな雇用の創出に向け て取り組むことや、企業を含めた地域のDX(デジタルトランスフォーメーション) の推進を支援することが重要である。 (2) その対策 ア 他地域との情報通信技術の利用の機会の格差の是正など CATV設備などの維持管理を行うほか、高度情報化社会へ対応したICTの積極 的な利活用を検討するとともに、地理的情報格差を是正する中で、全ての住民が恩恵 を享受・実感できるよう、地域コミュニティ単位で取り組むスマートフォン講座等の各 種普及啓発活動を支援するなど、地域の情報化を推進していく。

	高松	市過疎地域持続的発展計画(修	正前)			高松市過	B疎地域持続的発展	計画(修正後
産業の	振興							
中小企	・業等による自	社の課題解決や生産性の向上を図	[]るための]	取組を支援す	するほ			
か、若者	が魅力を感じ	る情報通信関連企業やテレワークを	が実施でき	るサテライト	-オフ 			
		致活動を行い、企業誘致・立地の(
1/40	- 07代月19203705 0/5	双心動を11000円未成以・立地の7月	たにで図る	0				
っ/ =1 両	.							
3) 計 画								
++ /+ /h 2% ==	古世石	事業計画(令和3年度~8年度)	± ₩		n			
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考				
地域における	3 (1)電気通信	 施設等情報化のための施設			7			
情報化	告知放送施設	塩江FM告知システム維持管理事業	市					
	その他	情報通信設備の維持管理事業	市					
「地域にお	ける情報化」図	「理計画との整合 区分における公共施設等については、 総合管理計画に定める基本方針に沿っ						
「地域にお	ける情報化」図	区分における公共施設等については、						
「地域にお	ける情報化」図	区分における公共施設等については、						
「地域にお	ける情報化」図	区分における公共施設等については、						
「地域にお	ける情報化」図	区分における公共施設等については、						
「地域にお	ける情報化」図	区分における公共施設等については、						
「地域にお	ける情報化」図	区分における公共施設等については、						
「地域にお	ける情報化」図	区分における公共施設等については、						
「地域にお	ける情報化」図	区分における公共施設等については、						
「地域にお	ける情報化」図	区分における公共施設等については、						
「地域にお	ける情報化」図	区分における公共施設等については、						
「地域にお	ける情報化」図	区分における公共施設等については、						
「地域にお	ける情報化」図	区分における公共施設等については、						
「地域にお	ける情報化」図	区分における公共施設等については、						

高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画 (修正後)
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	
アー全般	
本地域の道路網は、ほぼ中心部を縦貫する国道193号があり、この国道に対して	
枝状に県道及び幹線市道が通じ、さらにそれを結ぶ市道によって形成されている。交	
通施設の効果的なネットワークを形成する上で地勢等による制約を受け、種々の問題	
点はあったが、これらを克服して、今までの過疎対策事業において重点的に整備の充	
実を図り、地域住民の生活の安定に寄与している。	
一方、他の地域よりも、更に人口減少、少子・超高齢社会が加速している本地域で	
は、公共交通機関の継続運行に向けて、利用促進施策とともに利用者を確保すること	
が求められる。	
イ 市道の整備	
地域中心部と集落間を結ぶ縦の連絡道は大幅に整備され、その舗装率も99.8パ	
ーセントとなっているが、総延長108キロメートルに及ぶため、その改良率が44.	
5パーセントに留まっていることから、交通の安全性・円滑化を図るため、今後とも	
改良工事を積極的に推進する必要がある。	
ウー農林道の整備	
本地域における農道の整備は、地域における生活道路の機能を有するため、農村の	
環境整備を図る上でも農地の基盤整備と併せて推進する必要がある。	
一方、林道は、林業経営の改善、未利用資源の有効活用に資するために、引き続き、	
その整備を推進する必要がある。	
エ 公共交通の維持・確保に向けた対策	
本地域には公共交通機関として、民間企業1社による路線バス及び市の運行補助に	
よるコミュニティバスがある。このうち、民間企業による路線バスは、塩江~市中心	
部間で1日往復14便が運行されている。しかし、利用者が減少しており、今後は減	
便も考えられることから、交通弱者に配慮した運行体制の確保が課題となっている。	
また、コミュニティバスについては、旧塩江町が平成10年から行っていた、町営	
バス(がんばりバス・塩江〜奥の湯〜松尾間を1日往復で7便)を合併により引き継	

頁	高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画 (修正後)
6	ぎ、19年以降は、運行事業者への運行補助により、塩江〜奥の湯温泉間を1日往復	
	7. 5便、菅沢及び椛川方面へ週3日、1日往復3便、東山、松尾及び塩江中方面へ	
	デマンドで運行している。令和2年度における塩江町コミュニティバスの収支状況は、	
	収支率が6.2%、1便当たり平均乗車人数は0.5人に留まっており、更なる利用	
;	率の向上が課題となっている。	
(2)	その対策	
ア	全般	
	住民の日常生活の利便性と産業の振興を促進するとともに、住みよい生活環境を確	
	保するため、道路網の整備を積極的に推進する。	
	また、今後、国道193号の改良、交通安全施設の整備等を促進する。	
1	市道の整備	
	市道については、集落相互間を機能的に結ぶ連絡道の整備を図るとともに、基幹路	
;	線の改良率を引き上げることを目標とする。また、道路の適切な維持管理に努めると	
	ともに、道路周辺の草刈や清掃等、住民と一体となって道路の美化を進める。	
ゥ	農林道の整備	
	林道については、現在実施されている人工林での間伐、及びその間伐材の搬出や、	
	民有林の保全のため、適切な維持管理と整備に努める。	
	農道についても、農地の基盤整備はもとより、生活道路としても重要な役割を担っ	
	ていることから、整備を推進していく。	
_ _	公共交通の維持・確保に向けた対策	
	路線バス及びコミュニティバスの運行維持は、地域振興はもとより住民福祉の向上	
	にとって欠くことのできないものであり、住民に対して利用の促進を呼びかけるとと	
:	もに、バス事業者に対し地元の要望に応えた運行を働きかける。	

計画	高松市過疎地域持続的発展計画(作	多正前)			高松市過疎地域持	続的発展計画(修正
п н				_		
	事業計画(令和3年度~8年度	:)				
的発展 事業 策区分 (施設	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	事業主体	備考			
	市町村道					
前、交通 ──── 役の確保 │	高畑安田線 L=100m,W=4.0m	市				
	西ノ峰線 L=25m,W=4.0m	市				
道路	不動線 L=200m,W=4.0m	市				
	待避所設置	市				
	市道防災	市				
その化	市道維持修繕	市				
ا د د د د د د د د د د د د د د د د د د د	市道舗装修繕	市				
	交通安全施設整備・修繕	市				
(2)	林道					
	菖蒲野線 L=270m	市				
	上地線 L=100m	市				
	林道維持	市				
(3)	過疎地域持続的発展特別事業					
公共3	コミュニティバス運行支援事業 地域住民の生活に必要不可欠な公共交 機関であるコミュニティバスを維持・確保 るため、運行事業者に対し補助を行い、高 化がいち早く進展する本地域において安 した生活を確保する。	す 市	高齢者をはじめ、地域 住民が安心して生活 できる環境を維持・確 保することで、人口減 少を抑制する効果が 期待できる。			
(4)	その他	•				
	国道193号	県				
	その他 国道193号	県				

頁	高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
2 8	6 生活環境の整備	
	(1) 現況と問題点	
	アー全般	
	生活様式の都市化・近代化に伴い、生活環境施設の整備は不可欠なものであり、本	
	地域においても、これまで過疎対策事業として各種施設の整備を推進してきた。	
	しかし、地域が広範であり、住宅が点在しているため、十分に住民のニーズを満た	
	すことは困難であり、引き続き、積極的な改善が望まれている。	
	イ 生活環境の維持保全	
	旧塩江町では、高松市、旧香南町を含めた1市2町で、高松地区南部広域衛生施設	
	組合を設立し、昭和54年から、本地域内の清掃センターで可燃物の焼却処理を行っ	
	てきたが、平成16年度から廃棄物再生利用施設を併設した新清掃工場である南部広	
	域クリーンセンター(現「高松市南部クリーンセンター」)が稼動したことや、本市	
	と旧香南町との合併による同組合の解散に伴い、処理体制を統一するなど、ごみの減	
	量化とリサイクルの徹底に取り組んできた。また、ごみ収集についても、20年4月	
	1日から、本市の体制に統一して行われている。	
	し尿処理は、昭和62年度から高松地区広域市町村圏振興事務組合の衛生処理セン	
	ターで行っていたが、合併に伴い、平成17年度末で同組合が解散し、以後は、本市	
	がその処理を引き継ぎ、平成29年度以降は、衛生センターと東部下水処理場とで共	
	同処理をしている。	
	なお、生活排水対策事業として、農業集落排水処理施設の適切な維持管理や合併処	
	理浄化槽の設置を促進する必要がある。	
	ウー水道施設の整備	
	本地域では、昭和49年度に塩江地区簡易水道が給水を開始し、さらに53年度に	
	は上西地区簡易水道が給水を開始し、拡張を重ねてきた。しかし、水需要の変化によ	
	り、平成15年度には2つの簡易水道を統合し塩江町簡易水道とした。17年度の合	
	併後も引き続き、本市において簡易水道事業として給水が行われていたが、22年度	
	に経営基盤の強化を図るため、高松市水道事業との統合を行い、30年度には高松市	
	水道事業を香川県広域水道企業団に移管した。	

頁	高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)
2 9	今後、老朽管布設替えによる管路の耐震化、災害時の給水体制、効率的な管理体制
	の整備等の課題については、香川県広域水道企業団が引き続き対応する。
	エ 消防救急施設の整備
	本地域の消防については、常備消防と非常備消防(地区消防団)が連携して消防活
	動に当たっており、今後とも、計画的に屯所、消防車両及び消防機器等の整備を図る
	必要がある。
	救急活動については、交通事故、労災事故、急病などの救急需要は多く、このため、
	医療機関との連携をこれまで以上に密にすることにより、迅速かつ適切な救急体制の
	確立を図る必要がある。
	才 定住促進
	本地域では、90代を除き、全世代において、人口は減少し、急速に過疎化が進行
	している。特に若者世代の10代と、地域の担い手となる40代の子育て世代の人口
	減少が顕著であった。今後は、定住促進のために必要な生活環境等を整備することが
	課題である。
	(2) その対策
	アー全般
	環境衛生の充実や上下水道の整備など、森林や水資源を始めとする良好な環境機能
	を維持・増進させるとともに、屯所、消防車両、防火水槽等の消防体制の整備や自然
	災害対策を行い、住民が安全で安心して暮らすことができ、地域外からの定住促進に
	つながる生活基盤の整備に取り組む。
	イ 生活環境の維持保全
	本地域の住民の消費生活や、生活形態の変化に伴うごみ質等の変化に対応するため、
	安定したごみ処理が継続できるよう、施設運営及び整備に取り組むとともに、ごみス
	テーションの管理、ごみの分別収集の徹底等を促し、ごみの減量化とリサイクルの啓
	発に努め、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めるとともに、ごみの収集・
	処理体制の充実、不法投棄の防止に努める。
	さらに、環境啓発活動を進め、行政、住民、事業者による地域ぐるみの環境保全活し
	動を促進するとともに、高松市南部クリーンセンターにおいて、ごみ資源を有効活用
	する再資源化を一層進める。

また、脱灰太社会の実現に向け、住宅の高階熱化等に対する特部事実や、市民等の 放灰素に向けたライフスタイルへの転換を図るための啓発や情報辞料、開始間体等と の連携や第母等を行い、湿室効果ガスの排出量削減に取り組むなど、比求湿暖化対策 に努める。 本地域の住民の生活環境を守るため、し尿の効率的な収集を行うとともに、し尿中 機材部にで、公安衛生上、必要な公果傷所の適切は結構管理に努める。 下水造の処理で成れては、水管汚傷的止に弱めるとともに、快速な構造をする ため、住民に対し、下水道への販視の容殊に努める。また、公共下水道や農業業落排 水処理機段の整備区域外などの地域において、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化 根から合併処理浄化槽への能域を促進するとともに、合併処理浄化槽の設置なる機能管 理を励るため、推切・啓発活動に努める。 また、ボ川が公路衛に伴い、水源地域の影像化が懸念されることから、生活環境等 の整備を行うことにより、制解住民の生活の安定と信他の向上を図るため、水環地域 整備計画に基づき、事業を進める。 ク 水温管の整備 安定締水や、夏季の現水に対象するための、水源の確似や、香布管布設轄えによる 管理の値に化など水道の計画的な整備については、書川県広域水道企業域が行う。 また、水道の医変動 安定締水や、夏季の現水に対象するためでは、書川県広域水道企業域が行う。 また、水道の医変動 本地域の住民の生命及び財産を災害から保証し、日単生活の安定を確保するため、 水品、より災害等の能は対策を災害から保証し、日単生活の安定を確保するため、 水品、土砂災害等の能は対策を発達して、予節対策に重点をおいた総合的な 環路体制の確立を図る。このため、电等の整備を行うとともに、・ボンブ目動理はが頂 能機器などの老布化が進んでいるものは裏次更新し、機能力の強化を図る。また、本 地域のの開始水料不足地域を解析、別水径及び域に性を含むくため火水便の整備を 対面的に進むるとともに、住民の自主的災体制、約束段及び域に性を含むくため火水便の整備を 対面的に進むるとともに、住民の自主的災体制、約束段及び域に性を含むくため火水便の整備を 対面のに進むるとともに、住民の自主的災体制、別域限り災体制の充実整備を進める。 教念記載については、現在も複数的な政能活動が実施されているが、なお一位、医	等と対策 尿中 守る 潜移 作管 境 野 域 よっ 保 対 め 的 な か か 清 本 権 る る。
の進務や孫樹寺を行い、思季効果ガスの深山豊利域に取り組むなど、地深温度化対策 に努める。 本地域の住民の生活環境を守るため、し家の効率的な収集を行うとともに、しま中 報幹審督や、公案性生上、必要な公案便所の適切な延慢管理に努める。 下水道の処理区域においては、水質汚透防止に努めるともに、快速を環境を守る だめ、住民に対し、下水流への接続の容針に努める。また、公共下水道や農業無落排 水処理施放の整質区域外などの地域において、合併処理浄化機の設置、単途処理浄化 根がら合併処理浄化機への転換を促進するとともに、合併処理浄化機の適正な維持管 運を図るため、治療・啓発活動に努める。 また、杯川ダム整備に伴い、水源地域の過味化が続急されることから、生活環境等 の整備を行うことにより、関係住民の生活の安定と結構の向上を図るため、水源地域 整備計画に基づき、事業を進める。	対策 ママママママママママママママママママママママママママママママママママママ
に努める。 本地域の住民の生活環境を守るため、し尿の効率的な収集を行うとともに、し尿中 維持監修や、公衆衛生上、必要な公衆使所の適切な能得管理に努める。 下水滴の処理区域においては、水質汚海路止に努めるとともに、快渡な環境を守る ため、住民に対し、下水道への接続の砂磨に対める。よく、公共下水道や農業集落排 水処理施設の整備区域外などの地域において、合併処理浄化相の設置と連携管管 理を図るため、指導・密発活動に努める。 また、械川ダム整構に伴い、水源地域の過速化が懸命されることから、生活環境等 の整備を行うことにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域 整備計画に基づき、事業を進める。 ウ 水道施設の整備 安定総水や、夏季の湯水に対応するための、水源の確保や、老村管布設替えによる 管路の循環化など水道の計画的な整備については、環状に地じて、生活用水確保対 策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 また、水道の区域拡大が不可能な地域については、実状に地じて、生活用水確保対 策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 エ 浦防鉄急施設の整備 本地域の住民の生命及び起産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、 水害、土砂災害等の防止対策を推進するととらに、予防対策に重点をおいた総合的な 消防体制の確立を図る。このため、电防の整備を行うとともに、ポンプ目前申ほか消防機関をどの老朽化が進んでいるめ、电防の整備を行うとともに、ポンプ目前申ほか消防機関をどの老朽化が進んでいる。 にのため、电筋の整備を行うとともに、ボンプ目前申ほか消防機関をどの老朽化が進んでいるが、起動力の進化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐限性を各通した防火水槽の発生を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も模動的な救急活動が実施されているが、なお一選、医	家中 守る 落排 持管 境等 地域 よ。 保対 め、な か、本 く 術 る る。
本地域の住民の生活環境を守るため、し辰の効率的な収集を行うとともに、し思中 維持警備や、公衆衛生上、必要な公衆便所の適切な維持管理に努める。 下水通の処理区域においては、水質汚濁的止に努めるとともに、快選な環境を守る ため、住民に対し、下水菌への接続の啓発に努める。また、公共下水菌や農養無常排水処理無認の整備区域やなどの地域において、合併処理浄化槽の設置、維建処理浄化 槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、合併処理浄化槽の漫正な維持管 理を図るため、指導・啓発活動に努める。 また、杭川ダム整備に伴い、水脈地域の過疎化が懸念されることから、生活環境等 の整備を行うことにより、関係住民の生活の安定と弱社の向上を図るため、水源地域 整備計画に基づき、事業を進める。 ウ 水道島配の整備 安定給水や、夏季の清水に対応するための、水脈の確保や、老村管布設替えによる 管路の耐悪化など水道の計画的な整備については、無川県広域水道企業団が行う。 また、水道の区域拡大が不可能な地域については、集次に応じて、生活用水確保知 東事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 工 消防救急施設の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、 水害、土砂災書等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な 消垢を解の確立を図る。このため、電析の経緯を行うとともに、ポンプ自動車ほか消 防機器などの者朽化が進んでいるものは高次更新し、機動力の強化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を害虐した防火水槽の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一個、医	守る 潜排 浄作 持管 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
整貯留積や、公衆権生上、必要な公衆使所の適切な維持管理に努める。 下水道の処理区域においては、水質汚濁助止に努めるとともに、快適な環境を守る ため、住民に対し、下水道への接続の啓発に努める。また、公共下水道や農業養落排 水処理施設の整備区域外などの地域において、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化 相から合併処理浄化槽への転域を促進するとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管 理を図るため、指導・啓発活動に努める。 また、椛川ダム整備に伴い、水源地域の過疎化が懸命されることから、生活環境等 の整備を行うことにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域 整備計画に基づき、事業を進める。 ウ 水道無数の整備 安定給水や、要季の湯水に対応するための、水原の理保や、老朽管布設替えによる 管路の耐寒化など水道の計画的な整備については、書川県広域水道企業面が行う。 また、水池の区域拡大が不可能な地域については、実状に応じて、生活用水確保対 策事業として、飲料水の安定的な健保に対して支援を行う。 エ 消防救急無数の整備 木地域の住民の生命及び那麼を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、 水密、土砂銭密等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な 消防体制の確立を図る。このため、电所の整備を行うとともに、ボンフ自動車ほが消 防機能などの老朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主的災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実防されているが、なお一種、医	守る 潜排 浄作 持管 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
下水道の処理区域においては、水質汚海的上に努めるとともに、快適な環境を守る ため、住民に対し、下水道への接続の啓発に努める。また、公共下水道や農業集落排 水処理施設の整備区域外などの地域において、合併処理浄化相の設置、単独処理浄化 相から合併処理浄化相への転換を促進するとともに、合併処理浄化相の適正な維持管 理を図るため、指導・啓発活動に努める。 また、稲川ダム整備に伴い、水源地域の過疎化が懸念されることから、生活環境等 の整備を行うことにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域 整備計画に基づき、事業を進める。 ウ 水道施設の整備 安定給水や、夏季の渇水に対応するための、水源の確保や、老朽管布設替えによる 管路の耐震化など水道の計画的な整備については、香川県広域水道企業団が行う。 また、水道の区域拡大が不可能な地域については、東状に応じて、生活用水確保対 策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 I 消防救急施設の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、 水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、デいブ自動車ほか消 防機器などの者格化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な教急活動が実施されているが、なお一個、医	落排 浄化 持管 境等 地域 よる 保対 めい かのな か、本 備を る。
ため、住民に対し、下水道への接続の啓発に努める。また、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備区域外などの地域において、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽の容の整備区域外などの地域において、合併処理浄化槽の調正な維持管理を図るため、指導・啓発活動に努める。また、杭川ダム整備に伴い、水源地域の過疎化が懸念されることから、生活環境等の整備を行うことにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域整備計画に基づき、事業を進める。 ウ 水道施設の整備 安定給水や、夏季の渇水に対応するための、水源の確保や、各朽管布設替えによる管路の耐震化など水道の計画的な整備については、香川県広域水道企業団が行う。また、水道の区域流入が不可能な地域については、実状に応じて、生活用水確保対策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 1 消防救急施設の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、水害、土砂災害等の助止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な消防体制の確立を図る。このため、电所の整備を行うとともに、ポンプ自動車ほか消防機器などの者朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を書慮した防火水槽の整備を計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。救急活動については、現在も機動的な效急活動が実施されているが、なお一层、医	落排 浄化 持管 境等 地域 よる 保対 めのなか かなかなか 、本 備を る。
水処理施設の整備区域外などの地域において、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化 槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管 理を図るため、指導・啓発活動に努める。 また、椛川ダム整備に伴い、水源地域の過疎化が飽意されることから、生活環境等 の整備を行うことにより、関係住民の生活の安定と程祉の向上を図るため、水源地域 整備計画に基づき、事業を進める。 ウ 水道施設の整備 安定給水や、夏季の渇水に対応するための、水源の確保や、各朽管布設替えによる 管路の耐震化など水道の計画的な整備については、暑川県広域水道企業団が行う。 また、水道の区域拡大が不可能な地域については、暑川県広域水道企業団が行う。 また、水道の区域拡大が不可能な地域については、果状に応じて、生活用水確保対 策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 エ 消防救急施設の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、 水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な 消防体制の確立を図る。このため、电所の整備を行うとともに、ボンブ自動車ほか消 防機器などの老朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐養性を密慮した防火水積の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	浄化 持管 境等 地域 よる 保対 め、 的な かか消 、本 備を る。
権から合併処理浄化権への転換を促進するとともに、合併処理浄化権の適正な維持管理を図るため、指導・啓発活動に努める。また、ボ川ダム整備に伴い、水源地域の過味化が懸急されることから、生活環境等の整備を行うことにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域整備計画に基づき、事業を進める。 ウ 水道無限の整備 安定給水や、夏季の濁水に対応するための、水源の確保や、老朽管布設替えによる管路の耐震化など水道の計画的な整備については、香川県広域水道企業団が行う。また、水道の区域拡大が不可能な地域については、実状に応じて、生活用水確保対策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 エ 消防救急施設の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な消防体制の確立を図る。このため、电所の整備を行うとともに、ボンブ自動車ぼか消防機器などの者朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	持管 境等 地域 よる 保対 め、 的な かが かが 本 備を る。
理を図るため、指導・啓発活動に努める。 また、椛川ダム整備に伴い、水源地域の過疎化が懸念されることから、生活環境等 の整備を行うことにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域 整備計画に基づき、事業を進める。 ウ 水道施設の整備 安定給水や、夏季の渇水に対応するための、水源の確保や、老朽管布設替えによる 管路の耐震化など水道の計画的な整備については、香川県広域水道企業団が行う。 また、水道の区域拡大が不可能な地域については、実状に応じて、生活用水確保対 策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 エ 消防救急施設の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、 水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な 消防体制の確立を図る。このため、电所の整備を行うとともに、ボンブ自動車ほか消 防機器などの者朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	遺等 地域 よる 保対 め、 的な か消 、本 備を る。
また、椛川ダム整備に伴い、水源地域の過疎化が懸念されることから、生活環境等の整備を行うことにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域整備計画に基づき、事業を進める。 ウ 水道施股の整備 安定給水や、夏季の渇水に対応するための、水源の確保や、老朽管布設替えによる管路の耐震化など水道の計画的な整備については、香川県広域水道企業団が行う。また、水道の区域拡大が不可能な地域については、東状に応じて、生活用水確保対策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 エ 消防象急施股の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な消防体制の確立を図る。このため、屯所の整備を行うとともに、ボンブ自動車ほか消防機器などの老朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考虑した防火水槽の整備を計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。教急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	地域 よる。 保対 め、 的な か消 、本 備を る。
の整備を行うことにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域整備計画に基づき、事業を進める。 ウ 水道施設の整備 安定給水や、夏季の渇水に対応するための、水源の確保や、老朽管布設替えによる管路の耐震化など水道の計画的な整備については、香川県広域水道企業団が行う。また、水道の区域拡大が不可能な地域については、東状に応じて、生活用水確保対策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 エ 消防救急施設の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な消防体制の確立を図る。このため、屯所の整備を行うとともに、ボンブ自動車ほか消防機器などの老朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	地域 よる。 保対 め、 的な か消 、本 備を る。
整備計画に基づき、事業を進める。 ウ 水道施設の整備 安定給水や、夏季の渇水に対応するための、水源の確保や、老朽管布設替えによる 管路の耐震化など水道の計画的な整備については、香川県広域水道企業団が行う。 また、水道の区域拡大が不可能な地域については、実状に応じて、生活用水確保対策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 エ 消防救急施設の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、 水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な 消防体制の確立を図る。このため、屯所の整備を行うとともに、ボンブ自動車ほか消 防機器などの老朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	よる。 保対 め、 的な か消 、本 備を る。
ウ 水道施設の整備 安定給水や、夏季の渇水に対応するための、水源の確保や、老朽管布設替えによる 管路の耐震化など水道の計画的な整備については、香川県広域水道企業団が行う。 また、水道の区域拡大が不可能な地域については、実状に応じて、生活用水確保対 策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 エ 消防救急施設の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、 水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な 消防体制の確立を図る。このため、屯所の整備を行うとともに、ボンブ自動車ほか消 防機器などの老朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	原対 め、 的な か消 、本 備を る。
安定給水や、夏季の渇水に対応するための、水源の確保や、老朽管布設替えによる 管路の耐震化など水道の計画的な整備については、香川県広域水道企業団が行う。 また、水道の区域拡大が不可能な地域については、実状に応じて、生活用水確保対 策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 エ 消防救急施設の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、 水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な 消防体制の確立を図る。このため、屯所の整備を行うとともに、ボンブ自動車ほか消 防機器などの老朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	原対 め、 的な か消 、本 備を る。
管路の耐震化など水道の計画的な整備については、香川県広域水道企業団が行う。また、水道の区域拡大が不可能な地域については、実状に応じて、生活用水確保対策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 エ 消防救急施設の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、 水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な消防体制の確立を図る。このため、屯所の整備を行うとともに、ボンプ自動車ほか消防機器などの考朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	原対 め、 的な か消 、本 備を る。
また、水道の区域拡大が不可能な地域については、実状に応じて、生活用水確保対策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 エ 消防救急施股の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、 水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な 消防体制の確立を図る。このため、屯所の整備を行うとともに、ポンプ自動車ほか消 防機器などの老朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	保対 め、 的な か消 、本 備を る。
策事業として、飲料水の安定的な確保に対して支援を行う。 エ 消防救急施設の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、 水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な 消防体制の確立を図る。このため、屯所の整備を行うとともに、ポンプ自動車ほか消 防機器などの老朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	め、 的な か消 、本 備を る。
エ 消防救急施設の整備 本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、 水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な 消防体制の確立を図る。このため、屯所の整備を行うとともに、ポンプ自動車ほか消 防機器などの老朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	的な か消 、本 備を る。
本地域の住民の生命及び財産を災害から保護し、日常生活の安定を確保するため、 水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な 消防体制の確立を図る。このため、屯所の整備を行うとともに、ポンプ自動車ほか消 防機器などの老朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	的な か消 、本 備を る。
水害、土砂災害等の防止対策を推進するとともに、予防対策に重点をおいた総合的な 消防体制の確立を図る。このため、屯所の整備を行うとともに、ポンプ自動車ほか消 防機器などの老朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	的な か消 、本 備を る。
消防体制の確立を図る。このため、屯所の整備を行うとともに、ポンプ自動車ほか消防機器などの者朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	か消 、本 備を る。
防機器などの老朽化が進んでいるものは逐次更新し、機動力の強化を図る。また、本 地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	、本 備を る。
地域内の消防水利不足地域を解消し、消火栓及び耐震性を考慮した防火水槽の整備を 計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	・ 備を る。
計画的に進めるとともに、住民の自主防災体制、地域防災体制の充実整備を進める。 救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	る。
救急活動については、現在も機動的な救急活動が実施されているが、なお一層、医	
	. 医
	.
療機関との連携システムの強化を図る。	

頁	高松市過疎地域持続的発展計画 (修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
3 1	才 定住促進	
	人口減少が顕著である若者世代や子育て世代のほか、地域外からの UJ I ターン移	
	住者等が定住できる環境の整備を促進するほか、高齢者や障がい者が安心して暮らせ	
	る住まいづくりを目指す。	

	高	松市過疎地域持続的発展計画(修正	三前)	
) 計画	画			
<u> </u>		事業計画(令和3年度~8年度)		
± 4± 45 2% F2	市世名	事業可圖(7和3千及20千及)	击₩	
競的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
活環境の	(1)水道旅	i B設		-
整備	その他	生活用水等確保対策事業補助事業	市	
	(2)下水划	l理施設		
	公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	市	
	農村集落 排水施設	農業集落排水施設管理等事業	市	
	その他	合併処理浄化槽の設置補助	市	
	(3)廃棄物	"见理施設		
	ごみ処理	ごみ減量・資源化推進事業	市	
	施設	南部クリーンセンター施設改良事業	市	
	し尿処理 施設	し尿中継貯留槽管理事業	市	
	(4)消防旅	設		
		消防施設整備事業	市	
		車両更新事業	市	
		防火水槽整備事業	市	
	(5)過疎地	n域持続的発展特別事業 		
		不法投棄防止対策促進特別事業 不法投棄の監視パトロールを継続して実施し、環境美化意識向上に努める。	市	不法投棄の多い山間 地等の監視をするこ とで、不法投棄を未然 に防止し、豊かな自然 環境を守る。
	環境	緑のカーテン事業 市民や事業所・学校などで、つる性植物を 建物の壁面にはわせる緑のカーテンの積極 的な取組を推進することなどにより、地球温 暖化対策に役立てる。	市	消費電力の節約等で 二酸化炭素の発生抑 制効果が期待でき、地 球温暖化防止につな がり、将来の地球環境 を守る効果が期待で きる。
	防災・防犯	自主防災組織の充実強化 大規模災害発生時における「自分たちのまちは自分たちで守る」の精神を推進するため、地域コミュニティにおける自主防災組織の育成、強化を図る。	市	予測不可能な災害に 備える自主防災組織 の活動を支援するこ とで、地域防災力の向 上が見込める。
	(6) その他	<u></u>		
		急傾斜地崩壊防止対策事業	市	
		県施行急傾斜防止事業負担金	県	
		地球温暖化対策事業	市	
		市民の森づくり事業	市	
			県•	

頁	高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
3 3	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
	廃棄物処理施設や下水処理施設などの「生活環境の整備」区分における公共施設等について	
	は、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に	
	沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。	

頁 高松市過疎地域持続的発展計画(修正前) 高松市過疎地域持続的発展計画(修正後) 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1) 現況と問題点 アー全般 本地域においては、過疎化や高齢化が顕著であり、保健・医療・福祉に対する住民 ニーズは増大するとともに、多様化している。しかし、これらの幅広いニーズを行政 のみで満たすことは難しいことから、行政や住民、事業所などの連携による対応が必 要である。 イ 高齢者の保健及び福祉 我が国の人口構造は高齢化が急速に進んでおり、現在、本地域の65歳以上の高齢 化率は45パーセントを超え、全国及び県平均を大きく上回っている。また、一人暮 らしや高齢者のみの世帯、寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者に加え、 社会的・経済的に不安定な状態に置かれた高齢者も増加しており、高齢者福祉に対す るニーズは増大するとともに多様化している。 このような状況にあって、民間事業者によって平成4年度にデイサービスセンター を併設したケアハウス、9年度には老人保健施設が開設され、また、10年度から旧 塩江病院(現高松市民病院塩江分院)に隣接して、本市が訪問看護事業所を開設して いる。 今後、寝たきりや一人暮らしの高齢者等の介護、認知症高齢者とその家族への対応 策の充実のほか、高齢者の健康の保持・推進や生きがい対策、雇用の場づくりなどの 対策を総合的に推進する必要があり、住民同士がお互いに助け合う地域福祉活動の促 進、保健福祉サービスの充実、高齢者が知識や知恵を生かせる場や機会づくり、生涯 学習の充実などが課題となっている。 また、本地域では、令和3年4月現在、介護サービス事業所として、訪問看護事業 所が1か所、通所介護事業所が1か所、居宅介護支援事業所が2か所、認知症対応型 共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)が1か所、介護老人保健施設が 1か所、介護療養型医療施設が1か所あり、各種サービスの提供が行われている。 ウ 児童その他の保健及び福祉 塩江こども園の入園児童数は、平成22年4月の70人から、令和3年4月には5 3 5 〇人に減少している状況にあり、幼児の発達と発育を見通しながら、幼児が充実した。

サバカカノフェトがあれてよる。 創金もフ切谷制 東の佐は、北道さけのエオ、北美笠	
生活をおくることができるよう、創意ある保育計画の作成、指導方法の工夫・改善等	
を図っている。	
また、核家族化や女性の社会進出が進む中、多様な保育ニーズに対応するため、保	
育サービスの充実、地域での子育てを支援する環境づくりなどが課題である。	
障がい者(児)福祉については、地域共生社会の実現に向けて、障がいの有無にか	
かわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、保健福祉だけでなく、生活全体	
にわたって、安心していきいきと暮らすことのできるまちづくりが求められている。	
(2) その対策	
ア 全般	
高松市国民健康保険塩江保健福祉総合施設や高松市民病院塩江分院など、保健・医	
療・福祉の連携の下、健康相談や健康診断などを通じて、健康なまちづくりを推進す	
るとともに、「高松市健康都市推進ビジョン」等に基づき、行政と住民、事業所が連	
携し、すべての人が住み慣れた地域の中で、共に支えあい、健やかで心豊かに生活す	
ることができるよう、暮らしやすい福祉のまちづくりを推進する。	
イ 高齢者の保健及び福祉	
超高齢社会に対応し、すべての高齢者が健康で充実した生活を送るために、スポー	
ツ・レクリエーション活動、文化活動など、高齢者の多様な学習の機会と場づくりを	
進めるほか、高齢者が趣味と実益を兼ねて行う創作活動を促進するとともに、老人ク	
ラブ活動やシルバー人材センター事業を支援するなど、高齢者の生きがい対策等総合	
的な取組を進める。	
また、伝統文化行事やふれあい活動など多様な機会をとらえて、世代間交流を促進	
する。	
ウ 児童その他の保健及び福祉	
次代を担う児童が、心身ともに健やかに育成されるよう、多様化するニーズに対応	
するため、特別保育の拡充などにより、保育サービスを充実し、安心して子どもを育	
てられる環境づくりを進め、家庭や地域、行政が一体となった地域活動を展開する。	
このため、今後の人口動向を見極めながら、公園・緑地等の整備を検討するほか、	
関係団体と連携しながら、子ども会等の育成、住民協力による育児相談、子育てサー	
	また、核家族化や女性の社会進出が進む中、多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実、地域での子育てを支援する環境づくりなどが課題である。 障がい者(児)福祉については、地域共生社会の実現に向けて、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、保健福祉だけでなく、生活全体にわたって、安心していきいきと暮らすことのできるまちづくりが求められている。 (2) その対策 ア 全般 高松市国民健康保険塩江保健福祉総合施設や高松市民病院塩江分院など、保健・医療・福祉の連携の下、健康相談や健康診断などを通じて、健康なまちづくりを推進するとともに、「高松市健康都市推進ビジョン」等に基づき、行政と住民、事業所が連携し、すべての人が住み慣れた地域の中で、共に支えあい、健やかで心豊かに生活することができるよう、場らしやすい福祉のまちづくりを推進する。 イ 高齢者の保健及び福祉 起高齢社会に対応し、すべての高齢者が健康で充実した生活を送るために、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動など、高齢者の多様な学習の機会と場づくりを進めるほか、高齢者が趣味と実益を兼ねて行う創作活動を促進するとともに、老人クラブ活動やシルバー人材センター事業を支援するなど、高齢者の生きがい対策等総合的な取組を進める。また、伝統文化行事やふれあい活動など多様な機会をとらえて、世代間交流を促進する。 ウ 児童その他の保健及び福祉 次代を担う児童が、心身ともに健やかに育成されるよう、多様化するニーズに対応するこのため、特別保育の拡充などにより、保育サービスを充実し、安心して子どもを育てられる環境づくりを進め、家庭や地域、行政が一体となった地域活動を展開する。このため、今後の人口動向を見極めながら、公園・緑地等の整備を検討するほか、

頁	高松市過疎地域持続的発展計画 (修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
	クルの育成、児童虐待防止ネットワークの整備などにより、地域の子育て環境の整備	
	を図る。	
	また、こども園送迎バスを引き続き運行することにより、遠距離通園者への対応を	
	図る。	
	障がい者(児)福祉については、社会参加・交流の促進や障害者総合支援法に基づ	
	く障害福祉サービスによる自立支援給付や地域生活支援事業の提供など、幅広い視点	
	からの支援対策の強化に努める。	

	高	松市過疎地域持続的発展計画(修正	前)	
3) 計 画				
		事業計画(令和3年度~8年度)		
	事業名 施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	1)認定こ	ども園		'
確保、高齢 ―― 等の保健 ――		特別保育の拡充	市	
び福祉の (2	2)過疎地	域持続的発展特別事業		
□上及び増 ̄ ̄		ファミリー・サポート・センター事業 会員組織による育児の相互助け合い事業 を実施することにより、子育て家庭が仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域ぐるみの子育て支援・児童健全育成を推進する。	市	子育て世代が、仕事と 育児が両立できる環 境を整備することで、 人口減少を抑制する 効果が期待できる。
IR ±	후 차급 하나	放課後児童クラブ事業 小学校に就学しており、保護者が労働等に より昼間家庭にいない児童に対し、授業の終 了後等に、小学校の専用教室において適切な 遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成 を図る。	市	子育て世代が、仕事と 育児が両立できる環 境を整備することで、 人口減少を抑制する 効果が期待できる。
児重	童福祉	スクールバス(こども園)の運行 塩江こども園に通園する児童の遠距離通 学対策としてスクールバスを運行すること により、保護者の負担の軽減を図るととも に、児童の安全な通学方法を確保する。	市	子育て世代が、子育て しやすい環境を整備 することで、人口減少 を抑制する効果が期 待できる。
		こんにちは赤ちゃん事業 生後間もない乳児がいる家庭を助産師や 保健師などが家庭訪問し、子育て支援に関す る情報提供、母子の養育環境等の把握や助言 を行うなどし、乳児の健全な育成環境の確保 を図る。	市	子育て世代が、子育て しやすい環境を整備 することで、人口減少 を抑制する効果が期 待できる。
健康	康づくり	がん対策推進事業 がん検診について、対象年齢の全市民に受 診勧奨を行うとともに、がん予防の普及啓発 を図りながら、市民が受診しやすい環境を整 備し、がんの早期発見・早期治療を図る。	市	安心できる生活環境 を維持し、人口減少を 抑制する効果が期待 できる。
		自殺対策推進事業 自殺予防のパンフレットを作成・配布する ほか、啓発事業や相談業務を実施するなど、 自殺対策を推進する。	市	安心できる生活環境 を維持し、人口減少を 抑制する効果が期待 できる。
(3	3) その他			
		障害者住宅改造助成	市	

 頁
 高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)

 高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)

3 8 │ 8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 全般

本地域には、唯一の医療機関として、高松市民病院塩江分院があり、6診療科、療養病床87床(医療療養型病床67床、介護療養型病床20床)を有し、医師4人と歯科医師1人を中心に、高齢者の慢性疾患等の治療やリハビリテーションなどを行っている。

また、塩江分院への通院に支障を来たしている患者については、患者送迎バスの運行により対応するとともに、住み慣れた自宅で家族の負担を軽減しながら、安心して療養ができるよう<u>「在宅療養支援病院」として</u>、訪問診療や訪問看護事業を行うなど、在宅療養等の支援を行っている。

一方、塩江分院では、医師確保に努めているものの、地域医療に欠かせない内科医師の確保が大変厳しい状況にあることに加え、施設や医療器械等も老朽化していることから、早急な対応が必要となっている。

また、患者送迎バスの運行についても、効率的な運用を図ることにより、更なる利 便性の向上が求められる。

イ 附属医療施設の整備

平成21年3月に策定した高松市新病院基本構想の基本方針「高松市民病院と香川病院を移転統合した新病院を整備し、塩江病院(現塩江分院)をその附属医療施設とする。」に基づき、市立3病院の統合・再編を進めており、平成22年3月に策定した高松市新病院基本計画において、附属医療施設は、地域医療の提供とともに、新病院の後方医療を担う病院として整備することとし、平成29年9月に自然休養村センターの跡地及びその隣接地において、塩江道の駅及び温浴施設などの観光関連施設と一体的に整備することとした。

このような中、整備地の選定に時間を要し、その間の国の医療制度改革など医療環境の変化を受けて、平成30年12月、附属医療施設を地域唯一の医療機関として将来にわたり存続させるため、平成30年9月に開院した高松市立みんなの病院との効率的かつ効果的な連携のもと、無床の医療施設として整備することとした。

本地域には、唯一の医療機関として、高松市民病院塩江分院があり、6診療科、<u>療養病</u> 床67床を有し、医師3人と歯科医師1人を中心に、高齢者の慢性疾患等の治療やリハビ リテーションなどを行ってきたが、令和6年度からは、現施設の老朽化等により休床して いる。

また、塩江分院への通院に支障を来たしている患者については、患者送迎バスの運行により対応するとともに、住み慣れた自宅で家族の負担を軽減しながら、安心して療養ができるよう、訪問診療や訪問看護事業を行うなど、在宅療養等の支援を行っている。

[略]

[略]

イ 附属医療施設の整備

平成21年3月に策定した高松市新病院基本構想の基本方針「高松市民病院と香川病院を移転統合した新病院を整備し、塩江病院(現塩江分院)をその附属医療施設とする。」に基づき、市立3病院の統合・再編を進めており、平成22年3月に策定した高松市新病院基本計画において、附属医療施設は、地域医療の提供とともに、新病院の後方医療を担う病院として整備することとし、平成29年9月時点においては、自然休養村センターの跡地及びその隣接地において、塩江道の駅及び温浴施設などの観光関連施設と一体的に整備することとした。

[略]

頁	高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
3 9	(2) その対策	
	ア 全般	
	塩江分院は、住民が住み慣れた地域で安心して医療の提供を受けられるよう、医療	
	器械等の整備、高松市立みんなの病院との連携を強化し、専門外来医師の受入による	
	診療機能の充実のほか、引き続き、訪問診療や訪問看護事業に積極的に取り組むこと	
	で在宅医療等の充実を図る。	
	また、「地域まるごと医療」をスローガンに、高齢者が住み慣れた地域で安心して	
	暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包	
	括ケアシステム」の構築に向けて貢献していく。	
	通院手段の確保については、利用者の利便性に考慮した持続可能で効果的な運用を	
	検討していく。	
	イ 附属医療施設の整備	
	附属医療施設は、地域唯一の医療機関として、引き続き、外来診療のほか、訪問診	
	療、訪問看護などによる在宅医療の支援を推進する中で、医療と福祉が一体となった	
	「地域まるごと医療」を実践することとし、高松市立みんなの病院への移動手段の確	
	保など、無床化に伴う対応等も検討しながら、計画的に整備を進め早期完成を目指す。	

		事業計画(令和3年度~8年度)			持続的発展	事業名	事業内容	事業	備考
持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	施策区分 医療の確保	(施設名)		主体	,
			土 14			病院	医療器械等整備事業	市	
医療の確保	(1)診療施						新病院の附属医療施設整備事業	市	
	病院	医療器械等整備事業	市			診療所	医療器械等整備事業	市	
	診療所	新病院の附属医療施設整備事業	市			患者輸送車			
		医療器械等整備事業	市			(艇)	患者輸送車整備事業	市	
	患者輸送車(艇)	患者輸送車整備事業	市			その他	訪問診療車等整備事業	市	
	その他	訪問診療車等整備事業	市			(2)過疎地	也域持続的発展特別事業		
		1 对持続的発展特別事業	- 1-				診療機能の充実		医療の提供を確保す
	自治体病院	診療機能の充実 他の医療機関からの宿日直医師や専門 外来医師の受入を行い、医師の負担軽減や	市	医療の提供を確保する ことで、安心できる生 活環境を維持し、人口		自治体病院	他の医療機関からの宿日直医師や専門外来医師の受入を行い、医師の負担軽減や診療機能の充実を図る。	市	ことで、安心できる 活環境を維持し、人 減少を抑制する効果 期待できる。
		診療機能の充実を図る。 医師の育成事業		減少を抑制する効果が 期待できる。 総合医の育成に取り			医師の育成事業 医学生が塩江分院で地域医療の実習を	市	総合医の育成に取組むことで、地域医療の取扱などの
	その他	医学生が塩江分院で地域医療の実習を 行うことにより、地域医療を志す総合医の	市	組むことで、地域医療 確保の取組みに資す			行うことにより、地域医療を志す総合医の 育成に取り組む。 患者輸送運行事業		確保の取組みに資る。
		育成に取り組む。 患者輸送運行事業 塩江分院(附属医療施設)への通院に支 障がある患者の送迎バスについて、効率的 な運用を図り、更なる利便性の向上を図	市	口減少を抑制する効		その他	塩江分院(附属医療施設)への通院に支障がある患者の送迎バスについて、効率的な運用を図り、更なる利便性の向上を図る。	市	医療の提供を確保 ることで、安心でき 生活環境を維持し、 口減少を抑制する 果が期待できる。
		る。		果が期待できる。			訪問看護事業		24時間体制のサ
	(3) その他	その他					地域の高齢者及び要介護者に対し、生活の原を維持。中にさせることを見からま	市	ートを行い、安心し 住み慣れた地域で
		寄附講座開設事業	市				の質を維持・向上させることを目的とする。	.,	暮らしを継続でき 環境を整備する。
							リハビリテーション事業 利用者の身体機能の維持・回復及び生活 自立支援を目的とする。	市	住み慣れた地域で 自立した生活継続 促進する。

頁 高松市過疎地域持続的発展計画(修正前) 高松市過疎地域持続的発展計画(修正後) 9 教育の振興 (1) 現況と問題点 ア 教育施設の整備等 本地域には、小学校1校(塩江小学校)と中学校1校(塩江中学校)、こども園1 園(塩江こども園)がある。 小・中学校の児童生徒数は、過疎化や少子化により減少を続けており、通常学級は 全学年において単学級である。また、市営住宅等の建設により、児童生徒数の一時的 な増加が見られたが、その後、徐々に減少している。 今後は、小・中学校が同じ敷地内にある山村の学校という特色を生かした教育や、 小学校の統合後の教育環境の充実等を図ることが課題となっている。 イ 社会教育の振興等 本地域では、住民それぞれの生活形態や価値観に応じて、多様な学習活動や文化活 動、スポーツ活動などを楽しみ、人生を潤いのある充実したものとするとともに、豊 かな人と人との交流を行うことができる環境づくりが求められている。 また、子ども会、婦人会、老人クラブなどの各種団体を中心に、コミュニティセン ターや各地区の集会所などで多様な学習活動等を行っているが、社会教育活動の場の 更なる整備・充実を図ることが課題となっている。 (2) その対策 ア 教育施設の整備等 安全・安心な学校教育環境の形成に向けた安全対策を進めるとともに、小学校の統 合等に伴う児童生徒や保護者の負担を軽減するため、スクールバスの運行を継続する ほか、児童生徒の学力向上を図る。また、閉校した小学校の跡地・跡施設の効果的な 利活用にも努める。 さらに、長期的な展望の下、情報教育の推進を図るため、コンピュータ、ICT機 器、備品等教育機器等の充実に努めるとともに、国際化社会に対応できる国際感覚豊 かな人材育成のために、引き続きALT(外国語指導助手)を招請し、語学や国際理 解教育を推進する。

高松市過疎地域持続的発展計画(新旧対照表) 頁 高松市過疎地域持続的発展計画(修正前) 高松市過疎地域持続的発展計画(修正後) 4 2 イ 社会教育の振興等 本地域の住民が、精神的豊かさや潤い、生きがいを求め、生涯にわたって多彩な学 習機会を自由に選択できるよう努めるとともに、その多様化したニーズに対応し、地 域文化の振興等を図るため、学校の余裕教室や閉校した小学校等の有効活用、コミュ ニティセンターにおける各種講座の充実、地域におけるリーダーの育成等の推進、移 動図書館の巡回等により、社会教育活動の場の整備充実を図る。 (3) 計画 事業計画(令和3年度~8年度) 持続的発展 事業名 事業 事業内容 備考 主体 施策区分 (施設名) 教育の振興 (1)集会施設、体育施設等 学校跡地・跡施設の利活用事業 市 その他 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 放課後子ども教室事業 校区に、コーディネーターなどを配置し、 子育て世代が、子育て 学び、スポーツ、文化活動、地域の方々との しやすい環境を整備 することで、人口減少 交流を行うことによって、放課後等における 児童の安全で安心な居場所づくりを図ると を抑制する効果が期 待できる。 ともに、子どもたちの地域に対する愛着心を 育む。 スクールバス(小・中学校)の運行 子育て世代が、子育て 塩江小・中学校に通学する児童生徒の遠距 しやすい環境を整備 離通学対策としてスクールバスを運行する することで、人口減少 ことにより、保護者の負担の軽減を図るとと を抑制する効果が期 もに、児童生徒の安全な通学方法を確保す 待できる。 義務教育 学校教育における食育推進事業 子育て世代が、子育て 健全な食生活を実践するための食育を推 しやすい環境を整備 進し、生涯にわたって健全な心と身体を培 することで、人口減少 を抑制する効果が期 い、豊かな人間性を育む基礎づくりに資す 待できる。 る。 情報モラル等指導支援事業 子育て世代が、子育て 教職員を対象とした情報モラルに係る研 しやすい環境を整備 修会を実施し、教職員の情報モラル教育の実 することで、人口減少 践力向上を通じて、児童・生徒に情報社会に を抑制する効果が期 おける正しい判断力や望ましい態度の育成 待できる。 に努める。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「教育の振興」区分における公共施設については、小学校の統合等に伴い、閉校した小学校の跡地・跡施設の効果的な利活用に努めるとともに、総合管理計画に定める基本方針に沿って、適切かつ効率的な維持管理を行う。

	ī.	富松市過疎地域持続的発展計画(修正	E前)		Į.	5松市過疎地域持約	売的発展計画 (修
0 集落	の整備						
(1) 現況	と問題点						
山間部にる	おける集落。	では、過疎化と高齢化による自治会活動	動の停滞	がみられ、地域の拠			
点とこれら	周辺集落と	のネットワークづくりや、コミュニティ	r組織 <i>0</i>)維持・活性化を図る			
ため、その 流	舌動の支援だ	が課題とされている。					
2) そのタ	计策						
			見商し,を	・検討するとともに			
		るまちづくりを目指し、地域づくりをは					
		分野におけるボランティアや市民活動®					
		情報提供などを推進する。					
		こ根ざした心ふれあう地域社会が形成で	できるよ	こう、自主的なコミュ			
		とともに、未利用等の公共施設の有効流					
一丁1泊割で		ここもに、不利用寺の五分川取り百刈川					
	ターなど、	地域住民が気軽に交流し、活動できる挑					
ニティセンタ	ターなど、	地域住民が気軽に交流し、活動できる挑					
ニティセンタ	ターなど、: • 活性化を(地域住民が気軽に交流し、活動できる挑					
ニティセンタ	ターなど、: • 活性化を(地域住民が気軽に交流し、活動できる挑					
ニティセンタ	ターなど、: • 活性化を(地域住民が気軽に交流し、活動できる排 図る。					
ニティセンタ ティの維持 (3) 計 II 持続的発展	ターなど、注 ・活性化を ・活性化を 事業名 (施設 名)	地域住民が気軽に交流し、活動できる放 図る。 事業計画(令和3年度~8年度)	心点づく	(りを進め、コミュニ			
ニティセンタ ティの維持 (3) 計 持続的発展 施策区分	ターなど、注 ・活性化を ・活性化を 事業名 (施設 名)	地域住民が気軽に交流し、活動できる扱図る。 事業計画(令和3年度~8年度) 事業内容	心点づく	(りを進め、コミュニ			

頁	高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
4 4	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
	塩江支所などの「集落の整備」区分における公共施設については、高松市地域行政組	
	織再編計画や各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定め	
	る基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。	

頁 高松市過疎地域持続的発展計画(修正前) 高松市過疎地域持続的発展計画(修正後) |11 地域文化の振興等 (1) 現況と問題点 本地域では、平成2年に文化協会が設立され、6年には熊野俊一画伯の作品を中心とし た塩江美術館(ほたるの里美術館)が開館し、その一帯を、ゲートボール場、野外ステー ジ、グラウンドなどを含めた「ホタルと文化の里」として整備を行った。25年には「か がわ・山なみ芸術祭2013」が、「瀬戸内国際芸術祭2013」の関連事業として、塩 江美術館等で開催され、以降も3年毎に、「かがわ・山なみ芸術祭」が本地域で開催され ている。今後とも、地域の特色を生かした事業の実施と施設の活用を図る必要がある。 また、本地域の民俗や伝統文化は、過疎化や高齢化の進展等により次第に失われつつあ るものもあり、適宜それらの記録保存や周知に努め、保存伝承を促進する必要がある。 (2) その対策 「ホタルと文化の里」などの施設機能を活用した各種イベントの開催や、住民の自発的 なまちづくりを推進するとともに、住民が身近に文化芸術に親しむ拠点として、塩江美術 館の機能の維持管理に努め、「かがわ・山なみ芸術祭」に今後も参画する。 また、文化財の調査研究により、学術上価値が高いと認められその保存伝承が図れるも のは、本市文化財保護条例に基づく文化財に指定又は登録し、その保存と継承を図る。 (3) 計画 事業計画(令和3年度~8年度) 持続的発展 事業名 事業 事業内容 備考 施策区分 (施設名) 主体 (1)地域文化振興施設等 地域文化の 高松市塩江美術館運営事業 市 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 文化財保存活用事業 本地域に古くから伝 文化財保護に必要な法定手続き並びに所管 わる指定文化財の保 する土地の管理を行うとともに、学習会を開 存活用を行うことに 地域文化 催して文化財の周知をするほか、指定文化財 より、過疎化や高齢 振興 の所有者、保持団体に対し補助を行い、貴重 化により、失われつ つある地域文化の伝 な文化財の恒久的保存と伝承・公開の促進を 承と振興に資する。 図る。 (3) その他

実行 委員会

かがわ・山なみ芸術祭

頁	高松市過疎地域持続的発展計画(修正前)	高松市過疎地域持続的発展計画(修正後)
4 6	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
	美術館などの「地域文化の振興等」区分における公共施設については、各々の施設等の	
	現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ	
	効率的な維持管理を行う。	

頁 高松市過疎地域持続的発展計画(修正前) 高松市過疎地域持続的発展計画(修正後) 47 12 再生可能エネルギーの利用の推進 (1) 現況と問題点 日照時間に恵まれた地域特性を生かし、スマートハウスの設備設置に対しての助成や、 市有施設に太陽光発電システムを設置したほか、南部クリーンセンターにおいては、廃棄 物の焼却により発生する熱エネルギーで発電した電力や余熱エネルギーを施設内等で使用 し、余剰電力を一般電気事業者等へ売却している。 一方、本地域は、豊かな自然環境に恵まれているものの、本地域の森林の間伐材だけを 木質バイオマスとして活用しても、発電までは行えず熱利用にとどまるなど、太陽光以外 の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは小さいため、現在は活用できていないが、ゼ ロカーボンシティを実現するためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要であり、 本地域の資源の活用が課題となっている。 (2) その対策 地域の再生可能エネルギーの最大限の導入を図るため、ソーラーシェアリング等多様な 分野とのコラボレーションによる再生可能エネルギーの導入や、PPAモデルによる太陽 光発電等の導入など、あらゆる手法での再生可能エネルギーの導入拡大を検討・推進する ほか、発電技術の向上等を注視し、バイオマス発電や、地熱、中小水力発電、地中熱利用 等の事業化の可能性についての検討を行う。 また、自立分散型エネルギーシステムの構築等の検討を進め、再生可能エネルギーを活 用した地域のレジリエンス強化を図る。

	吉	5松市過疎地域持続的発展計画(修]	E前)	
F [E	<u> </u>			
		事業計画(令和3年度~8年度)		
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能工	(1)過疎	也域持続的発展特別事業		
ネルギーの 利用の推進	再生可能	スマートハウス等普及促進補助事業 スマートハウスを構成する蓄エネルギー 機器等を自己の住宅へ導入する市民に対し、 導入に必要な経費の一部を補助することで、 エネルギーの地産地消と市民の暮らしの脱 炭素化を促進する。	市	エネルギーの地産地 消と暮らしの脱炭素 化の促進は、地球温暖 化防止につながり、将 来の地球環境を守る 効果が期待できる。
	エネルギー 利用	地球温暖化対策事業 高松市地球温暖化対策実行計画の推進を 図るとともに、一人でも多くの人が、地球温 暖化問題についての認識を深め、取組みを進 められるよう情報発信など啓発活動を実施 する。	市	人類共通の課題である地球温暖化防止に向け、啓発活動を継続して実施することで、国土保全、防災など、本地域の多面的な機能の維持・発揮に資する。

事業計画(音	令和3年度↑	~8年度)過疎地域持続的発展特別事業	Ě 分	事業計画(令和3年度~8年度)過疎地域持続的発展特別事業分					備考
持続的発展	事業名		事業		施策区分	(施設名)	事業内容	主体	
施策区分 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	(施設名)	事業内容 移住・定住促進事業 人口減少、少子・超高齢社会に対応するため、県とも連携しながら、本市の魅力発信や 地域の活性化に資する移住・定住促進策に取	主体	備考 移住者や関係人口など、 地域外の多様な人材の確 保を促進することで、地 域の担い手が不足する 中、地域社会を持続可能	移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成		移住・定住促進事業 人口減少、少子・超高齢社会に対応するため、県とも連携しながら、本市の魅力発信や 地域の活性化に資する移住・定住促進策に取り組む。	市	移住者や関係人口など、 地域外の多様な人材の研 保を促進することで、地域の担い手が不足する中、地域社会を持続可能 なものとする効果が期待できる。
	人材育成	り組む。 まちづくり学校運営業務委託事業 市民主体のまちづくりを推進するため、地 域の担い手となる人材の育成を図り、市民の	市	なものとする効果が期待できる。 主体的にまちづくりに取り組む人材を育成することで、地域の活性化につ		人材育成	まちづくり学校運営業務委託事業 市民主体のまちづくりを推進するため、地域の担い手となる人材の育成を図り、市民の 交流促進づくりに取り組む。	市	主体的にまちづくりに関り組む人材を育成することで、地域の活性化にながる効果が期待である。
		交流促進づくりに取り組む。 「いざ里山」市民活動支援事業 本市の特色ある里山を保全するとともに、 市民が身近な自然を見直すきっかけづくり	市	ながる効果が期待できる。 地域住民や企業等が、身近な自然を見直すことで、里山の環境整備、環			「いざ里山」市民活動支援事業 本市の特色ある里山を保全するとともに、 市民が身近な自然を見直すきっかけづくり のために、地域住民や企業等が行う里山の保 全活動を支援する。	市	地域住民や企業等が、身近な自然を見直すことで、里山の環境整備、環境保全が図れる。
	その他	のために、地域住民や企業等が行う里山の保全活動を支援する。 グリーン・ツーリズム推進事業 都市住民と農村住民が農業体験や農泊を 通じて交流し、農村地域の発展と都市住民の やすらぎを提供することを目的とした活動	市	度、宝田の環境登補、環境保全が図れる。 農家や事業者等が協力し、主体的に交流することで、移住者拡大や地域活性化につながる効果が		その他	グリーン・ツーリズム推進事業 都市住民と農村住民が農業体験や農泊を 通じて交流し、農村地域の発展と都市住民の やすらぎを提供することを目的とした活動 で、活動団体に事業費の一部を助成し活性化 を図る。	市	農家や事業者等が協力 し、主体的に交流するで とで、移住者拡大や地域 活性化につながる効果が 期待できる。
産業の振興		であり、活動団体に事業費の一部を助成し活性化を図る。 多面的機能支払交付金事業 耕作を継続するために必要な農道・水路の保全管理を支援し、国土保全、水源かん養、	活動組織	期待できる。 農道・水路の保全管理を 支援することで、国土保 全、水源かん養、防災な	産業の振興	第1次産業	多面的機能支払交付金事業 耕作を継続するために必要な農道・水路の 保全管理を支援し、国土保全、水源かん養、 防災など、農業・農村の有する多面的な機能 の維持・発揮を図る。	活動組織	農道・水路の保全管理を支援することで、国土保全、水源かん養、防災など、多面的な機能の維持発揮に資する。
		防災など、農業・農村の有する多面的な機能 の維持・発揮を図る。 中山間地域等直接支払事業 農業生産条件が不利な中山間地域におい て、5年間農用地等の維持・管理を行うこと		ど、多面的な機能の維持・ 発揮に資する。 中山間地域の農用地区域 において、耕作放棄地の 発生防止と農業の多面的			中山間地域等直接支払事業 農業生産条件が不利な中山間地域において、5年間農用地等の維持・管理を行うこと の協定を集落単位等で締結し、農業を継続する農業者に交付金を交付する。	市	中山間地域の農用地区はにおいて、耕作放棄地の発生防止と農業の多面的な機能の維持・発揮に対する。
	第1次産業	の協定を集落単位等で締結し、農業を継続する農業者に交付金を交付する。 グリーン・ツーリズム推進事業 都市住民と農村住民が農業体験や農泊を 通じて交流し、農村地域の発展と都市住民の やすらぎを提供することを目的とした活動	市	な機能の維持・発揮に資する。 農家や事業者等が協力 し、主体的に交流することで、移住者拡大や地域			グリーン・ツーリズム推進事業 都市住民と農村住民が農業体験や農泊を 通じて交流し、農村地域の発展と都市住民の やすらぎを提供することを目的とした活動 で、活動団体に事業費の一部を助成し活性化 を図る。	市	農家や事業者等が協力し、主体的に交流することで、移住者拡大や地域活性化につながる効果が期待できる。
	△₩ =∓ <i>™</i>	で、活動団体に事業費の一部を助成し活性化を図る。 企業誘致による地域経済活性化促進事業 企業誘致専門員や企業誘致助成制度等を	+	活性化につながる効果が 期待できる。 企業誘致を通じて、移住 者拡大や地域経済の活性		企業誘致	企業誘致による地域経済活性化促進事業 企業誘致専門員や企業誘致助成制度等を 活用し、企業情報の収集や発信に努め、企業 誘致を推進することにより、本地域経済の活 性化や雇用の確保を図る。	市	企業誘致を通じて、移住者拡大や地域経済の活性化につながる効果が期待できる。
	企業誘致	活用し、企業情報の収集や発信に努め、企業 誘致を推進することにより、本地域経済の活性化や雇用の確保を図る。 起業支援による地域経済活性化促進事業	市	化につながる効果が期待できる。		その他	起業支援による地域経済活性化促進事業 高松市創業支援等事業計画に基づき、関係 団体等の拡充と連携を図りながら、起業(創	市	起業支援を通じて、移信者拡大や地域経済の活性 化につながる効果が期待
	その他	高松市創業支援等事業計画に基づき、関係 団体等の拡充と連携を図りながら、起業(創業)支援に取り組み、本地域経済の活性化や 雇用の確保を図る。	市	起業支援を通じて、移住 者拡大や地域経済の活性 化につながる効果が期待 できる。			業)支援に取り組み、本地域経済の活性化や 雇用の確保を図る。		できる。

交通施設の	,	「松市過疎地域持続的発展計画(修」 「	_ 1,,,,		交通施設の		所松市過疎地域持続的発展計画(修正後 	<u>'</u>
整備、交通手段の確保	公共交通	コミュニティバス運行支援事業 地域住民の生活に必要不可欠な公共交通 機関であるコミュニティバスを維持・確保す るため、運行事業者に対し補助を行い、高齢 化がいち早く進展する本地域において安心 した生活を確保する。	市	高齢者をはじめ、地域住民が安心して生活できる環境を維持・確保することで、人口減少を抑制する効果が期待できる。	整備、交通野の確保		コミュニティバス運行支援事業 地域住民の生活に必要不可欠な公共交通 機関であるコミュニティバスを維持・確保す るため、運行事業者に対し補助を行い、高齢 化がいち早く進展する本地域において安心 した生活を確保する。	高齢者をはじめ、地 民が安心して生活で 環境を維持・確保す とで、人口減少を抑 る効果が期待できる。
生活環境の 整備		不法投棄防止対策促進特別事業 不法投棄の監視パトロールを継続して実施し、環境美化意識向上に努める。	市	不法投棄の多い山間地等 の監視をすることで、不 法投棄を未然に防止し、 豊かな自然環境を守る。	生活環境の整備		不法投棄防止対策促進特別事業 不法投棄の監視パトロールを継続して実 市施し、環境美化意識向上に努める。	不法投棄の多い山間 の監視をすることで、 法投棄を未然に防止 豊かな自然環境を守る
	環境	緑のカーテン事業 市民や事業所・学校などで、つる性植物を 建物の壁面にはわせる緑のカーテンの積極 的な取組を推進することなどにより、地球 温暖化対策に役立てる。	市	消費電力の節約等で二酸 化炭素の発生抑制効果が 期待でき、地球温暖化防 止につながり、将来の地 球環境を守る効果が期待 できる。			緑のカーテン事業 市民や事業所・学校などで、つる性植物を 建物の壁面にはわせる緑のカーテンの積極 的な取組を推進することなどにより、地球 温暖化対策に役立てる。	消費電力の節約等で: 化炭素の発生抑制効! 期待でき、地球温暖 止につながり、将来で 球環境を守る効果が! できる。
	防災・防犯	自主防災組織の充実強化 大規模災害発生時における「自分たちの まちは自分たちで守る」の精神を推進する ため、地域コミュニティにおける自主防災 組織の育成、強化を図る。	市	予測不可能な災害に備える自主防災組織の活動を 支援することで、地域防 災力の向上が見込める。		防災•防犯	自主防災組織の充実強化 大規模災害発生時における「自分たちのまちは自分たちで守る」の精神を推進するため、地域コミュニティにおける自主防災組織の育成、強化を図る。	予測不可能な災害に係る自主防災組織の活動 支援することで、地域 災力の向上が見込める
子育保、高齢者等の保健 及び温祉の は で るび は で るび は び は り り り り り り り り り り り り り り り り	児童福祉	ファミリー・サポート・センター事業 会員組織による育児の相互助け合い事業 を実施することにより、子育て家庭が仕事と 育児を両立できる環境を整備し、地域ぐるみの子育て支援・児童健全育成を推進する。	市	子育て世代が、仕事と育 児が両立できる環境を整 備することで、人口減少 を抑制する効果が期待で きる。	子育保、の福子のででででででででででででいる。 でんしん おいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はい	保、高齢 の保健 「福祉の	ファミリー・サポート・センター事業 会員組織による育児の相互助け合い事業 を実施することにより、子育て家庭が仕事と 育児を両立できる環境を整備し、地域ぐるみの子育て支援・児童健全育成を推進する。	子育て世代が、仕事で 児が両立できる環境で 備することで、人口が を抑制する効果が期待 きる。
進		放課後児童クラブ事業 小学校に就学しており、保護者が労働等に より昼間家庭にいない児童に対し、授業の終 了後等に、小学校の専用教室において適切な 遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成 を図る。	市	子育て世代が、仕事と育 児が両立できる環境を整 備することで、人口減少 抑制する効果が期待でき る。			放課後児童クラブ事業 小学校に就学しており、保護者が労働等に より昼間家庭にいない児童に対し、授業の終 了後等に、小学校の専用教室において適切な 遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成 を図る。	子育て世代が、仕事を 児が両立できる環境を 備することで、人口が を抑制する効果が期待 きる。
		スクールバス(こども園)の運行 塩江こども園に通園する児童の遠距離通 学対策としてスクールバスを運行すること により、保護者の負担の軽減を図るととも に、児童の安全な通学方法を確保する。	市	子育て世代が、子育てし やすい環境を整備するこ とで、人口減少を抑制す る効果が期待できる。			スクールバス(こども園)の運行 塩江こども園に通園する児童の遠距離通 学対策としてスクールバスを運行すること により、保護者の負担の軽減を図るととも に、児童の安全な通学方法を確保する。	子育て世代が、子育で世代が、子育で世代が、子育で世代が、子育でではい環境を整備するとで、人口減少を抑制を効果が期待できる。
		こんにちは赤ちゃん事業 生後間もない乳児がいる家庭を助産師や 保健師などが家庭訪問し、子育て支援に関す る情報提供、母子の養育環境等の把握や助言 を行うなどにより、乳児の健全な育成環境の 確保を図る。	市	子育て世代が、子育てし やすい環境を整備するこ とで、人口減少を抑制す る効果が期待できる。			こんにちは赤ちゃん事業 生後間もない乳児がいる家庭を助産師や 保健師などが家庭訪問し、子育て支援に関す る情報提供、母子の養育環境等の把握や助言 を行うなどにより、乳児の健全な育成環境の 確保を図る。	子育て世代が、子育で やすい環境を整備する とで、人口減少を抑制 る効果が期待できる。
	健康づくり	がん対策推進事業 がん検診について、対象年齢の全市民に受 診勧奨を行うとともに、がん予防の普及啓発 を図りながら、市民が受診しやすい環境を整 備し、がんの早期発見・早期治療を図る。	市	安心できる生活環境を維持し、人口減少を抑制する効果が期待できる。		健康づくり	がん対策推進事業 がん検診について、対象年齢の全市民に受 診勧奨を行うとともに、がん予防の普及啓発 を図りながら、市民が受診しやすい環境を整 備し、がんの早期発見・早期治療を図る。	安心できる生活環境を 持し、人口減少を抑制を対象を対象を対象を対象を対象が対象をある。
		自殺対策推進事業 自殺予防のパンフレットを作成・配布する ほか、啓発事業や相談業務を実施するなど、 自殺対策を推進する。	市	安心できる生活環境を維持し、人口減少を抑制する効果が期待できる。			自殺対策推進事業 自殺予防のパンフレットを作成・配布する ほか、啓発事業や相談業務を実施するなど、 自殺対策を推進する。	安心できる生活環境 持し、人口減少を抑 る効果が期待できる。

医療の確保		=0.05.400.400.00.500		医療の提供を確保するこ	医療の確保				医療の提供を確保する
达尔 切脏床	自治体病院	診療機能の充実 他の医療機関からの宿日直医師や専門外 来医師の受入を行い、医師の負担軽減や診療 機能の充実を図る。	市	とで、安心できる生活環境を維持し、人口減少を抑制する効果が期待できる。	△原切⊯床	自治体病院	診療機能の充実 他の医療機関からの宿日直医師や専門外 来医師の受入を行い、医師の負担軽減や診療 機能の充実を図る。	市	とで、安心できる生活 境を維持し、人口減少 抑制する効果が期待でる。
		医師の育成事業 医学生が塩江分院で地域医療の実習を行うことにより、地域医療を志す総合医の育成に取り組む。	市	総合医の育成に取り組む ことで、地域医療確保の 取組みに資する。			医師の育成事業 医学生が塩江分院で地域医療の実習を行うことにより、地域医療を志す総合医の育成に取り組む。	市	総合医の育成に取り組 ことで、地域医療確保 取組みに資する。
	その他	患者輸送運行事業 塩江分院(附属医療施設)への通院に支障がある患者の送迎バスについて、効率的な運用を図り、更なる利便性の向上を図る。	市	医療の提供を確保することで、安心できる生活環境を維持し、人口減少を抑制する効果が期待できる。			患者輸送運行事業 塩江分院(附属医療施設)への通院に支障 がある患者の送迎バスについて、効率的な運 用を図り、更なる利便性の向上を図る。	市	医療の提供を確保する とで、安心できる生活 境を維持し、人口減少 抑制する効果が期待で る。
教育の振興		放課後子ども教室事業 校区に、コーディネーターなどを配置し、 学び、スポーツ、文化活動、地域の方々との 交流を行うことによって、放課後等における 児童の安全で安心な居場所づくりを図ると	市	子育て世代が、子育てし やすい環境を整備するこ とで、人口減少を抑制す る効果が期待できる。		その他	訪問看護事業 地域の高齢者及び要介護者に対し、生活の 質を維持・向上させることを目的とする。	市	24時間体制のサポーを行い、安心して住みれた地域での暮らしを続できる環境を整備る。
	義務教育	ともに、子どもたちの地域に対する愛着心を育む。 スクールバス(小・中学校)の運行 塩江小・中学校に通学する児童生徒の遠距		子育て世代が、子育てし	教育の振興		リハビリテーション事業 利用者の身体機能の維持・回復及び生活自 立支援を目的とする。	市	住み慣れた地域での自した生活継続を促進る。
		離通学対策としてスクールバスを運行することにより、保護者の負担の軽減を図るとともに、 児童生徒の安全な通学方法を確保する。	市	やすい環境を整備することで、人口減少を抑制する効果が期待できる。			放課後子ども教室事業 校区に、コーディネーターなどを配置し、 学び、スポーツ、文化活動、地域の方々との 交流を行うことによって、放課後等における	市	子育て世代が、子育て やすい環境を整備する
		学校教育における食育推進事業 健全な食生活を実践するための食育を推進し、生涯にわたって健全な心と身体を培い 豊かな人間性を育む基礎づくりに資する。	市	子育て世代が、子育てし やすい環境を整備するこ とで、人口減少を抑制す る効果が期待できる。			児童の安全で安心な居場所づくりを図るとともに、子どもたちの地域に対する愛着心を育む。		とで、人口減少を抑制 る効果が期待できる。
		情報モラル等指導支援事業 教職員を対象とした情報モラルに係る研修会を実施し、教職員の情報モラル教育の実践力向上を通じて、児童・生徒に情報社会における正しい判断力や望ましい態度の育成に努める。	市	子育て世代が、子育てし やすい環境を整備するこ とで、人口減少を抑制す る効果が期待できる。		義務教育	塩江小・中学校に通学する児童生徒の遠距離通学対策としてスクールバスを運行することにより、保護者の負担の軽減を図るとともに、児童生徒の安全な通学方法を確保する。	市	子育て世代が、子育て やすい環境を整備する とで、人口減少を抑制 る効果が期待できる。
集落の整備		地域まちづくり交付金事業 地域コミュニティ協議会が主体的に行う、 まちづくりを支援するための交付金であり、 過疎地域のふれあい事業、高齢者支援事業な	市	地域の課題に対し、住民 主体で取り組むことで、 地域の活性化が図られ、 人材の育成も期待でき			学校教育における食育推進事業 健全な食生活を実践するための食育を推進し、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基礎づくりに資する。	市	子育て世代が、子育て やすい環境を整備する とで、人口減少を抑制 る効果が期待できる。
	集落整備	ど、地域活性化のための重要な財源となる。 まちづくり学校運営業務委託事業 市民主体のまちづくりを推進するため、地域の担い手となる人材の育成を図り、市民の 交流促進づくりに取り組む。	市	る。 主体的にまちづくりに取り組む人材を育成することで、地域の活性化につながる効果が期待できる。			情報モラル等指導支援事業 教職員を対象とした情報モラルに係る研修会を実施し、教職員の情報モラル教育の実践力向上を通じて、児童・生徒に情報社会における正しい判断力や望ましい態度の育成に努める。	市	子育て世代が、子育て やすい環境を整備する とで、人口減少を抑制 る効果が期待できる。
地域文化の 振興等	地域文化振興	文化財保存活用事業 文化財保護に必要な法定手続き並びに所 管する土地の管理を行うとともに、学習会を 開催して文化財の周知をするほか、指定文化 財の所有者、保持団体に対し補助を行い、貴	市	本地域に古くから伝わる 指定文化財の保存活用を 行うことにより、過疎化 や高齢化により、失われ つつある地域文化の伝承	集落の整備	集落整備	地域まちづくり交付金事業 地域コミュニティ協議会が主体的に行う、 まちづくりを支援するための交付金であり、 過疎地域のふれあい事業、高齢者支援事業な ど、地域活性化のための重要な財源となる。	市	地域の課題に対し、住主体で取り組むことで 地域の活性化が図られ 人材の育成も期待で る。
		類の所有者、保持団体に対し補助を打い、負 重な文化財の恒久的保存と伝承・公開の促進 を図る。				まちづくり学校運営業務委託事業 市民主体のまちづくりを推進するため、地域の担い手となる人材の育成を図り、市民の 交流促進づくりに取り組む。	市	主体的にまちづくりにり組む人材を育成するとで、地域の活性化にながる効果が期待でる。	

頁				 E前)				高松市過疎地域持続的発展計画(修正·	後)	
5 2	再生可能工 ネルギーの 利用の推進	再生可能	スマートハウス等普及促進補助事業 スマートハウスを構成する蓄エネルギー機器等を自己の住宅へ導入する市民に対し、導入に必要な経費の一部を補助することで、エネルギーの地産地消と市民の暮らしの脱炭素化を促進する。	市	エネルギーの地産地消と 暮らしの脱炭素化の促進 は、地球温暖化防止につ ながり、将来の地球環境 を守る効果が期待でき る。	地域文化の振興等		文化財保存活用事業 文化財保護に必要な法定手続き並びに所 管する土地の管理を行うとともに、学習会を	市	本地域に古くから伝わる 指定文化財の保存活用を 行うことにより、過疎化 や高齢化により、失われ つつある地域文化の伝承 と振興に資する。
		エネルギー 利用		再生可能	スマートハウス等普及促進補助事業 スマートハウスを構成する蓄エネルギー 機器等を自己の住宅へ導入する市民に対 し、導入に必要な経費の一部を補助するこ とで、エネルギーの地産地消と市民の暮ら しの脱炭素化を促進する。	市	エネルギーの地産地消と暮らしの脱炭素化の促進は、地球温暖化防止につながり、将来の地球環境を守る効果が期待できる。			
							エネルギー 利用	地球温暖化対策事業 高松市地球温暖化対策実行計画の推進を	市	人類共通の課題である地球温暖化防止に向け、啓発活動を継続して実施することで、国土保全、防災など、本地域の多面的な機能の維持・発揮に資する。